



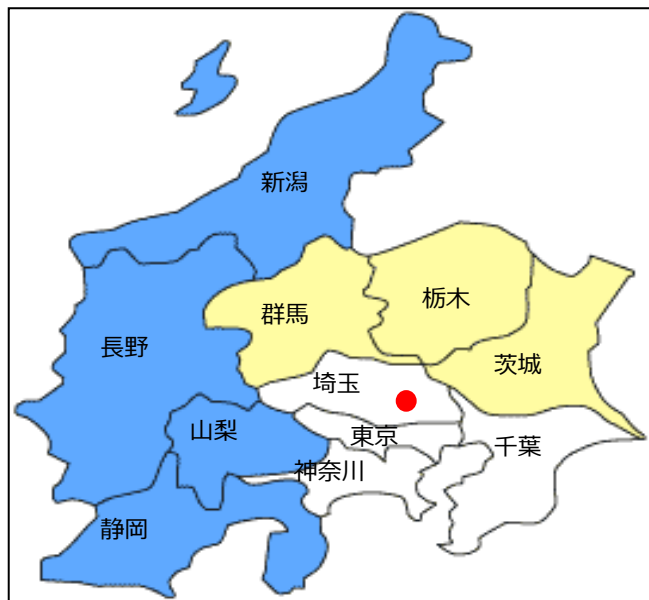
経済産業省
関東経済産業局

令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案 中小企業・小規模事業者向け補助金等について

2024年3月

経済産業省 関東経済産業局

- 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。
- 当局では、この地域で活躍されている企業、消費者、大学、自治体、関係機関等の皆様に対して、中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等、様々な経済産業政策の実施に取り組んでいます。



【所在地】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- ・ JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
「さいたま新都心」駅下車
徒歩約5分
- ・ JR埼京線
「北与野」駅下車
徒歩10分

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

- 投資や賃金を中心とした30年ぶりの「潮目の変化」を持続させることで、経済の好循環を実現。

総合経済対策と国内投資促進パッケージの役割

～2027年度国内投資115兆円超の目標実現を通じて「成長型経済」へ～

これまでの日本経済
「コストカット型」

国内投資↓：

- バブル期
(1991年度102.7兆円)
を最高水準として
回復しきれず

賃金・所得↓：

- 30年横ばい
- 将来に期待持てず

物価水準↓：

- 横ばい～低下を続け、
安い国に

「物価も賃金も
上がらない」

→消費・投資低迷の
悪循環

変化の兆し

国内投資：

- ・民間設備投資 今年度100兆円規模（過去最高水準）

賃金・所得：

- ・賃上げ率30年ぶりの高水準、最低賃金4.5%上昇

物価・金利上昇：

- ・正常化への過渡期として、痛みが伴っている現状



総合経済対策

(国民の生活を守りつつ、供給力強化)

国内投資促進パッケージ

(供給力強化の取組を、
予算・税・規制で具体化)

これからの日本経済
「成長型経済」

国内投資↑：

- 2027年度115兆円超の
目標を実現

賃金・所得↑：

- 大幅賃上げの継続
- 恒常的所得の上昇に期待、将来安心感

物価水準↗：

- 国内で循環して、可処分所得上昇を伴う安定
かつ緩やかなインフレ

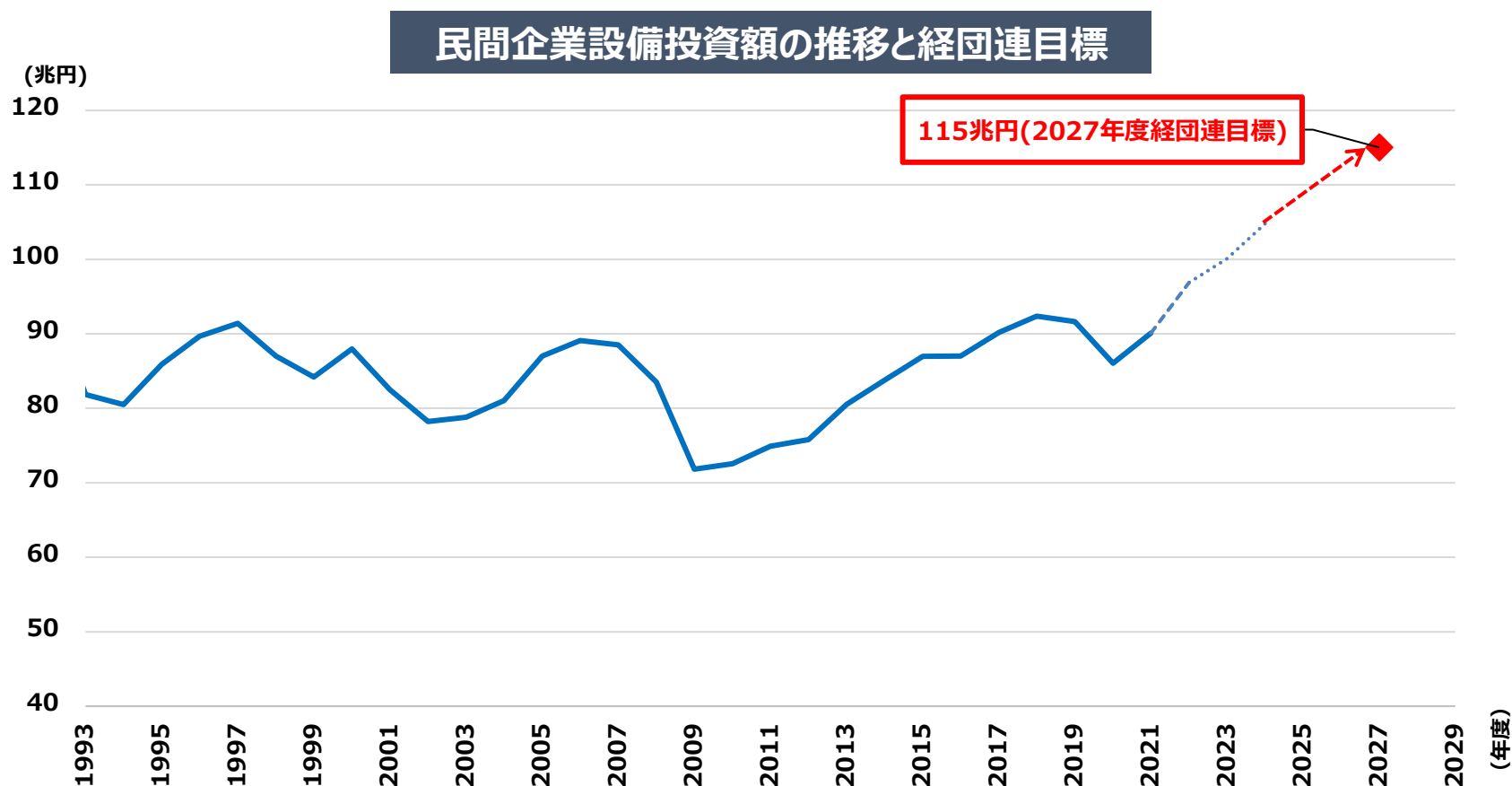
「賃金も物価も
上がり続ける」

→消費・投資拡大の
好循環

国内投資を起点に大きな流れ

(参考) 国内投資の動向

- 国内の設備投資は過去30年間低迷を続けた。
- 2023年度の民間企業設備投資額は、過去最高水準の100兆円規模となる見通し。さらに、経団連が目標として掲げた設備投資額115兆円(2027年度)を達成するためにも、官民での設備投資への機運を更に高めていく必要がある。

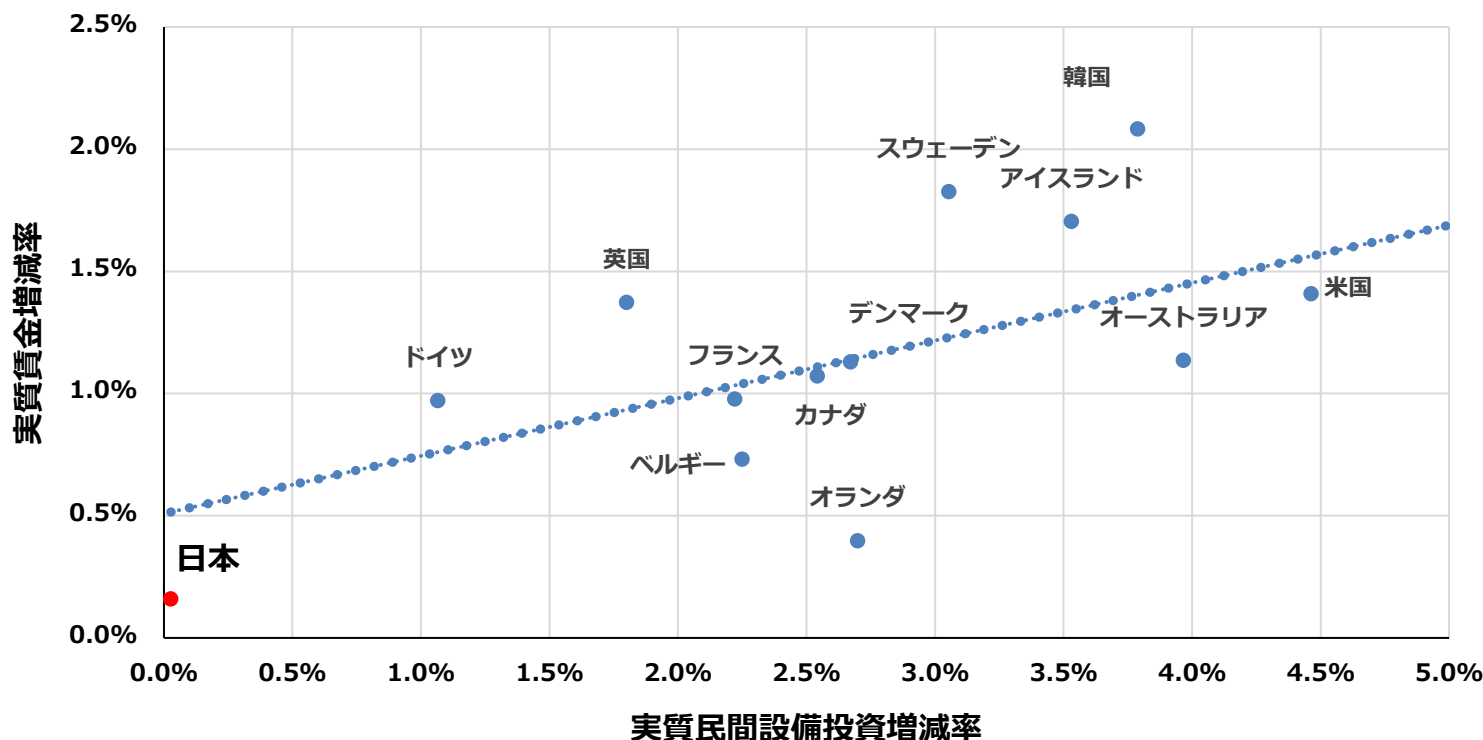


(出所) 内閣府「国民経済計算」「政府経済見通し」、令和5年4月6日「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」経団連十倉会長提出資料を基に作成。ただし、点線は政府見通し。
※国内投資拡大のための官民連携フォーラム(第4回)「国内投資促進パッケージ」(当省ほか11関係府省庁等とりまとめ)より抜粋

(参考) 国内投資の増加は賃金上昇につながる

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇に繋がる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

賃金と民間設備投資の相関図(1991-2021の年平均増減率)



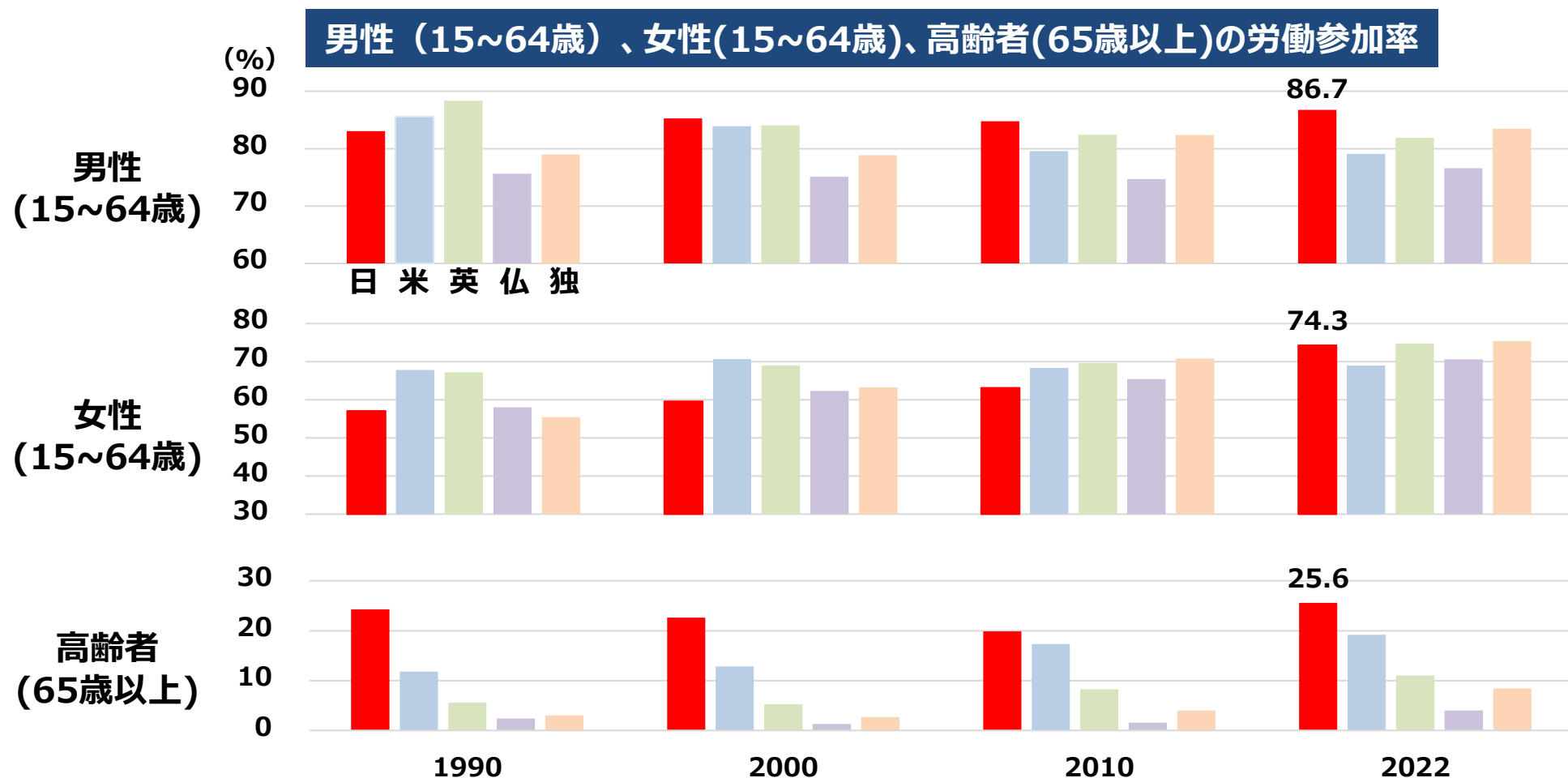
(注) 実質賃金(縦軸)は総雇用者報酬(実質値)を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資(横軸)は住宅を除く民間設備投資の実質値。

(出所) OECD statより経済産業省作成 ※経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 第2次中間整理参考資料集より抜粋

(参考) 構造的な人手不足

※経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（第17回）資料より抜粋

- 足下の男性・女性・高齢者別の労働参加率は、いずれも世界最高水準になっており、労働参加が天井に近くなっている可能性がある。



中小企業・小規模事業者向け補助金の全体像 （令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案）

● 今般の予算では、設備投資、なかでも「**省力化**」に関連する**設備投資（ハード・ソフト）**への支援を重点化。

何をしたい？	目的・内容は？	使える補助金等	該当する申請類型	補助上限	補助率	賃上げ企業への特例
設備投資	省力化	ものづくり補助金	省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円	1/2～2/3	○
		中小企業省力化投資補助制度	－	200万円～1,000万円	1/2	○
		中堅・中小大規模成長投資補助金	－	50億円（下限 10 億円）	1/3	－
	ITを活用した業務効率化	IT導入補助金	（後掲）	5万円～450万円	1/2～4/5	－
	省エネ設備の更新	省エネ補助金	（後掲）	1億円～15億円（下限 30万円～100万円）	1/3～1/2	－
	新事業の開発	ものづくり補助金	製品・サービス高付加価値化枠 ＜通常、成長（DX・GX）分野＞	通常：750万円～1,250万円 成長：1,000万円～2,500万円	通常：1/2～2/3 成長：2/3	○
	海外向け製品・サービスの開発		グローバル枠	3,000万円	1/2～2/3	○
	事業承継を伴う新事業展開	事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	600万円	1/2	○
販路開拓	売上の拡大	小規模事業者持続化補助金	（後掲）	50万円～200万円	2/3	○
研究開発	新製品等開発のための技術革新	Go-Tech 事業	＜通常枠・出資獲得枠＞	（単 年）通常：4,500万円 出資：1億円 （3年間）通常：9,750万円 出資：3億円	1/2,2/3,定額	－
事業承継	専門家の活用	事業承継・引継ぎ補助金	専門家活用枠	600万円（下限 50万円）	1/2～2/3	－
	廃業対応		廃業・再チャレンジ枠	150万円（下限 50万円）	1/2～2/3	－

※各補助金の特徴を大まかに整理したもの。具体的な要件等は補助金の公募要領を確認のこと。

【ご参考】
補助金を利用する際の注意点

補助金とは？？

□補助率？？

👉「2 / 3」 全体事業費の2 / 3について、補助（支給）される。1 / 3は自費。

□精算払い？？

👉基本的には、事業終了後に後払い。

□申請書類、エビデンス（証拠書類）の管理

👉計画書、申請書の作成、ものを買ったという証拠書類等が必要。

□スケジュール感

👉計画書作成 → 公募締切 → **採択！** → 申請書作成 → 交付決定 → 事業 → 精算

□対象者

👉（基本的に）中小企業、小規模企業

補助金の探し方①

経産省HP 公募ページ

公募情報

最新情報はこちらから！

公募案内

調査及び広報等の業務委託については、2006年10月から順次総合評価落札方式による一般競争入札に移行しております。

研究資金に係る公募は原則e-Radを利用して行います。

jGrants（補助金申請システム）上でも公募を行っている案件がありますのでご確認ください。

[e-Rad](#)

[jGrants](#)

[入札情報一覧表はこちら](#)

公募情報一覧

[公募期間終了案件](#)

▶ 期間：2024年1月5日～2024年1月26日

令和6年度「伝統的工芸品産業支援補助金」の公募について

▶ 期間：2024年1月4日～2024年1月25日

令和6年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）に係る公募（入札可能性調査）について

▶ 期間：2023年12月28日～2024年1月25日

令和5年度補正「資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金」に係る補助事業者（執行団体）の公募について

補助金の探し方②

ミラサポPlus

目的から探す場合はこちらから！



経済産業省



中小企業庁



ミラサポplus

中小企業向け
補助金・総合支援サイト



「.go.jp」は政府公式サイトです。
政府公式サイトドメインの多くは「*.go.jp」で終わります。
電子申請等をされる際、政府公式サイトであることを確認してください。



このサイトは安全です。
URLが「https://」で始まるサイトは、セキュリティ確保のためSSL(Secure Sockets Layer)技術を利用しています。当サイトのコンテンツは、最新のブラウザをご利用ください。

[本文へ](#) | [支援者向け申請サイト](#) | [使い方ガイド](#) | [会員登録する](#) | [ログイン](#) | [検索](#)

[経営戦略マップ](#) | [人気の補助金・給付金](#) | [事例を探す](#) | [経営のヒント](#) | [ローカルベンチマーク](#) | [経営相談しよう](#)



10年先の会社を考えよう
経営戦略マップ



人気の補助金・給付金
を確認しよう



事例を探す(事例ナビ)



会員限定 経営の見える化
ローカルベンチマーク



補助金活用のリアルストーリー
支援機関とともに



地域の支援機関や専門家に
経営相談をする

注目ワード

[事業再構築補助金申請用](#)

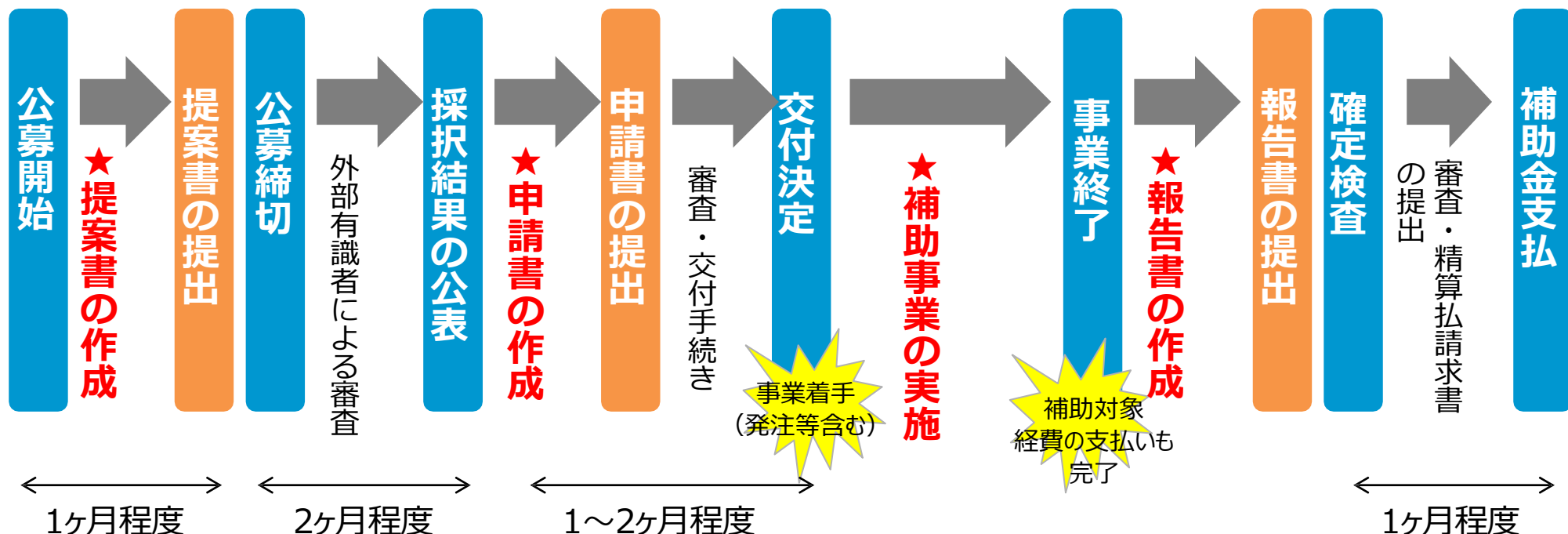
[ミラサポPlusマニュアル](#)

[同一労働同一賃金](#)

補助金を利用する際の**注意点**！

- 補助金採択の発表があっても、**交付決定日以降でなければ事業に着手できない**。
- 交付決定を受けるには、**改めて補助金の「申請書」を提出する必要がある**。
- **補助金は精算払い**。事業終了後に「報告書」を提出し、確定検査を受けた後。
- その他、補助金の経理処理や検査等については、**採択後もしくは交付決定時に配布される手引きを必ず確認**。

補助金に関する手続きの流れ（一般的な例）



【注】上記はあくまで一般例であり、個々の補助金や案件によって運用等が異なる場合があります。

その他の注意点

- 補助金は100%補助はほぼなく自己負担が必要で、基本は精算払い（後払い）のため、自社の財務状況や「お金のタイミング」（賞与支給や納税等、規模の大きな支出）を見極めなければ、一時的に財務状況の悪化を招く可能性がある。
- 補助金の申請・実施時期と、自社の「業務のタイミング」（決算・確定申告、採用活動、年末商戦など繁忙期）の兼ね合いに注意。業務に忙しく、申請内容の確認が不十分だったことで、事業実施後の審査で費用の一部が「補助対象外」となり、トラブルに発展するケースが頻発。
- 国の補助事業に関する最近の行政事業レビューでは、複数事業者からの全く同内容の申請が採択されていた例が指摘されるなど、審査のあり方が問題視されていることから、今後の審査では、申請者自らが申請計画の検討を主体的に行ったか、他に類似する案件がないか、事務局で確認を行うことも検討（ものづくり補助金での口頭審査の導入はその一端）。
- 申請書を作成するにあたり、業務繁忙期だったため、税理士等の専門家に申請書の作成を頼ったところ、不当に高額な成功報酬を求められ、トラブルになるケースが頻発。

中小企業基本法における中小企業者と小規模企業者の定義

- ものづくり補助金やIT導入補助金における補助率の優遇等によく出てくる中小企業と小規模企業者の定義は以下の通り

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出所) 中小企業庁FAQより引用

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等	
ものづくり補助金							
		申請類型	補助上限額		補助率		
		①省力化（オートメイト）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1500万円を超える部分は1/3		
		②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3	
			成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)		2/3	
		③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3		
⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。							
持続化補助金							
		一般型	①通常枠、②賃金引上げ枠、 ③卒業枠、④後継者支援 枠、⑤創業枠	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に 転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4		
IT導入補助金							
		通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満		1/2		
			ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下				
		複数社連携IT導入枠	①インボイス対応型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ③+②合わせて～3,000万円		①インボイス対応型と同様 ②2/3		
		インボイス枠	インボイス対応型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円		【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2	
			電子取引型	～350万円		中小企業：2/3 大企業：1/2	
		セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円		1/2		
事業承継・引継ぎ補助金							
		経営革新	①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3		
		専門家活用	①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円	1/2～2/3		
		廃業・再チャレンジ		～150万円	1/2～2/3		

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援**。令和5年度補正予算においては下記の見直し・拡充等を実施。
 - ① **「省力化（オーダーメイド）枠」を新設し、補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**
 - ② 現行の枠を見直し、**「製品・サービス高付加価値化枠」と「グローバル枠」に整理統合するとともに、今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 年平均成長率+3%以上増加 ② 給与支給総額 年平均成長率+1.5%以上増加 ③ 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施。毎年、事業化状況報告を提出し、事業成果の確認を受け、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務あり。		
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
支援類型	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
	省力化（オーダーメイド）枠	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	1/2※ 小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
	製品・サービス高付加価値化枠		
	通常類型	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
	成長分野進出類型（DX・GX）	5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
	グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2 小規模 2/3
➡ 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額年平均成長率+6%以上等）に対して、補助上限額を100万円～2,000万円上乘せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）／			

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の主な変更点

- 新制度による公募は、令和5年度補正予算を基に17次公募より開始。

1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

- 中小企業・小規模事業者が人手不足の解消等を目的とした、生産プロセス等の省力化の取り組みを進めるため、個々の事業者のビジネスプロセスに応じたオーダーメイド型の省力化投資等を補助上限額を大幅に引き上げて支援。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

- 中小企業・小規模事業者が、付加価値の高い革新的な製品・サービスの開発に取り組むために必要な設備投資等を支援。
- 今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は成長分野進出類型とし、通常類型よりも補助上限額・補助率において重点支援。
- コロナからの回復を図りつつ、最低賃金の引き上げにも取り組む事業者を通常類型よりも補助率を引き上げて支援。
- グローバル枠については、引き続き、海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援。

3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者について、補助上限額を引き上げる（新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く）。
- 省力化（オーダーメイド）枠においては、上乗せ額を拡充し、最大2,000万円まで補助上限を引き上げる。

4. その他

- 交付候補者決定前において、一定の投資規模の事業計画に取り組む事業者に対して、口頭審査を導入。
- 令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了することが必要。延長は認められない）。
- 厚労省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携。

1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円以内（1,000万円以内）	1/2以内※ 小規模・再生2/3 以内 ※補助金額1,500万円までは1/2（小規模・再生2/3）、1,500万円を超える部分は1/3
6～20人	1,500万円以内（2,000万円以内）	
21～50人	3,000万円以内（4,000万円以内）	
51～99人	5,000万円以内（6,500万円以内）	
100人以上	8,000万円以内（1億円以内）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

対象事業

人手不足の解消に向けて、デジタル技術※1等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）※2の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※1 デジタル技術とはAI、ロボット、センサー等をいう。

※2 ロボット単体の導入ではなく、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などによりロボットシステム等を構築したものをいう。

活用イメージ

例）熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ（Sier）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

省力化（オーダーメイド）枠の要件

省力化（オーダーメイド）枠の追加要件

基本要件に加え、以下の要件を全て満たすこと

01

3～5年の事業計画期間内に
補助事業において設備投資前と
比較して労働生産性※が2倍以上
となる事業計画を策定すること

※労働生産性は「付加価値額（付加価値額の算出が困難な場合は生産量）/（労働人数×労働時間）」とする。完全自動化の場合は「（労働人数×労働時間）」を便宜的に0.1とする。

02

3～5年の事業計画期間内に
投資回収可能※な
事業計画を策定すること

※投資回収年数は「投資額/（削減工数×人件費単価）」とする。

03

外部SIerを活用する場合、
3～5年の事業計画期間内における
保守・メンテナンス契約を中小企業等と
SIer間で締結し、SIerは必要な体制
を整備すること

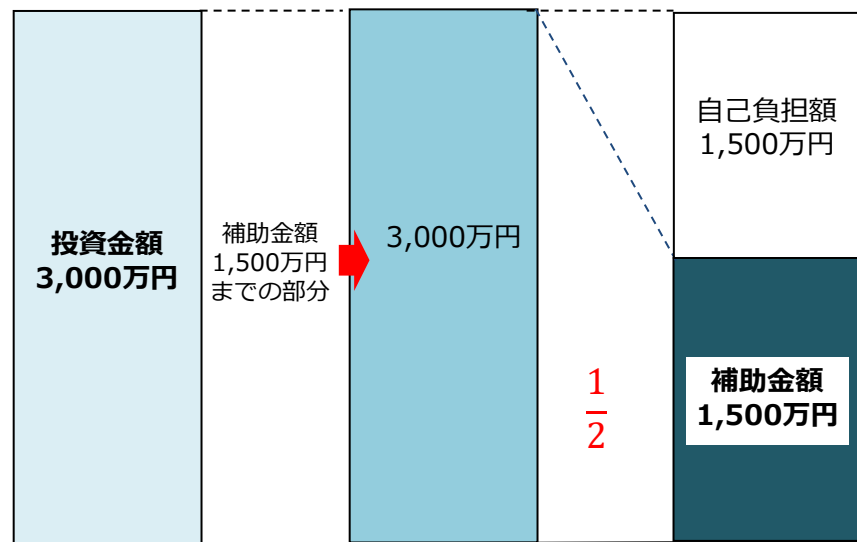
留意事項

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出することが必要。（金融機関は事業所の所在地域にある必要はなく、任意の機関を選択可能。）
- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した設備を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合50%以上）に加入することを強く推奨。

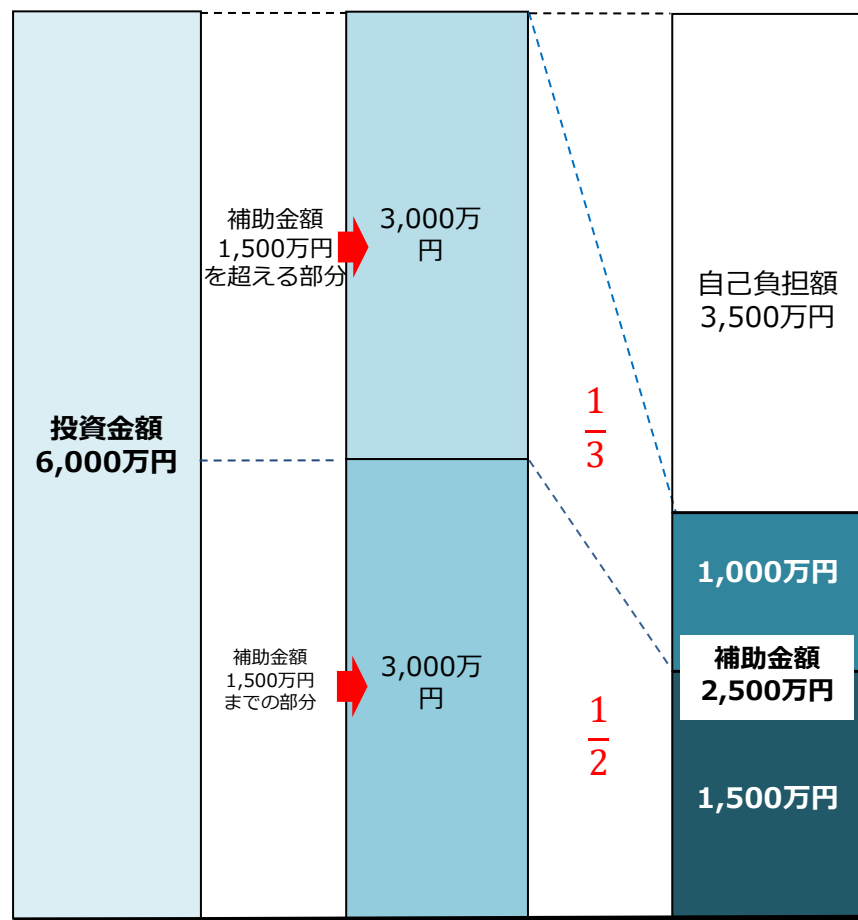
【参考解説】省力化（オーダーメイド） 枠の補助金額が1,500万円を超える場合の補助上限額と補助率の考え方.

- 省力化（オーダーメイド） 枠の補助率は、原則、中小企業が1/2以内、小規模・再生2/3以内。
- ただし、補助金額が1,500万円までのものは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3以内を適用。
- 例えば、従業員規模が21人以上で投資金額が3,000万円を超える場合の考え方は下図の通り。

<中小企業（21人以上） 3,000万円規模投資の場合>



<中小企業（21人以上） 6,000万円規模投資の場合>



省力化（オーダーメイド） 枠の活用イメージ

製造業×多関節ロボット ×人手不足・組み立て動作ロスの解消

- 従来、海外の生産拠点で職人が手作業で行っていた組立工程を国内に集約するにあたり、AIや3Dカメラ、センサー等を用いた多関節ロボットを導入。
- 組立に必要な全ての部品を供給するシステムを構築したことで、切替ロス無しで、流れてきた部品に依った、製品の1個流し生産を実現することが可能になった。

食品製造業×多関節ロボット ×人手不足・手作業の負担軽減

- ハンドラベラーを使い、手作業で冷凍商品のラベル貼付作業を行っていたが、納品時間の関係で深夜に渡り作業が発生したり、多人数での分散作業であることから、商品の管理ミスや不良品がでることが課題となっていた。
- ロボット導入により箱単位でのラベルの自動貼付や箱の供給・排出が全自動で行えるようになり、作業工数の削減と作業のライン化を実現。

サービス業（小売・卸売） ×多関節ロボット×人手不足

- 飲料陳列や在庫品出し作業において、AIシステム化された陳列棚の在庫管理システムと、連動して動く自動搬送ロボットを導入。
- 3Dカメラ技術を使用してAIが自動で商品棚の在庫量を可視化することで、従業員は遠隔で不足している商品の種類と数を把握し、従業員からの指示に従って、ロボットが売り場に自動で商品を搬送し、商品棚に陳列を行う。

物流サービス業×自動荷役・積替ロボット ×高齢化・人手不足対応

- 取扱商品が多種多様で在庫や入出荷タイミングが不規則な物流の集荷業務において、商品の保管規模に応じ、弾力的に荷役作業をロボット化できる単機能小型ロボットユニットを導入。
- 当日の出荷指示データを基に決められた全カートンの積載パターンに沿って、AGVがパレット/カートを運搬、ロボットが商品をつかみ、トラックバースへ運搬するまでを全自動化した。

(参考) 省力化のイメージ (ロボット導入実証事業)

ロボット導入実証事業 事例紹介ハンドブック2017

～先進的なロボットの活用方法を紹介します～



経済産業省
一般社団法人日本ロボット工業会

ロボット導入実証事業 事例紹介ハンドブック2018

～先進的なロボットの活用方法を紹介します～



経済産業省
一般社団法人日本ロボット工業会

(出典) https://robo-navi.com/webroot/doc_download.html

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

<①通常類型>

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円以内（850万円以内）	1/2以内 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化 特例 2/3
6～20人	1,000万円以内（1,250万円以内）	
21人以上	1,250万円以内（2,250万円以内）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合の補助上限額
※一定の要件を満たす場合、新型コロナ回復加速化特例の適用により補助率を2/3に引き上げ

対象事業

革新的な製品・サービス開発※1の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※1 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいう。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しない。

追加要件

3～5年の事業計画期間内に、新製品・サービスの売上高の合計額が、企業全体の売上高の10%以上となる事業計画を策定すること

- 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出することが必要。（金融機関は事業所の所在地域にある必要はなく、任意の機関を選択可能。）

活用イメージ

例）最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発。

(参考) 新型コロナ回復加速化特例の概要

新型コロナ回復加速化特例の補助率

以下の要件をすべて満たす場合、製品・サービス高付加価値化枠 通常類型の補助率を2/3とする

01

常時使用する従業員がいること

02

2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

03

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額が1.5%以上増加目標を達成していること

04

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以上の水準を達成していること

※1 (3) 及び (4) が未達の場合には、補助率引き上げ分の返還が必要。

※2 本特例を受ける場合は、大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例の対象外。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等 ＜②成長分野進出類型（DX・GX）＞

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円以内（1,100万円以内）	2/3以内
6～20人	1,500万円以内（1,750万円以内）	
21人以上	2,500万円以内（3,500万円以内）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額
引き上げの特例を適用した場合の補助上限額

対象事業

今後成長が見込まれる分野（DX・GX）に資する
革新的な製品・サービス開発※1の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※1 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいう。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しない。

追加要件

共通

製品・サービス高付加価値化枠「通常類型」の追加要件

DX

DXに資する革新的な製品・サービスの
開発※1であること

GX

グリーン成長戦略※2「実行計画」14分野に掲げられた
課題の解決に資する製品・サービスの開発であること

※1 AI、IoT、センサー、デジタル技術等を活用した遠隔操作や自動制御、プロセスの可視化等の機能を有する製品・サービスの開発等

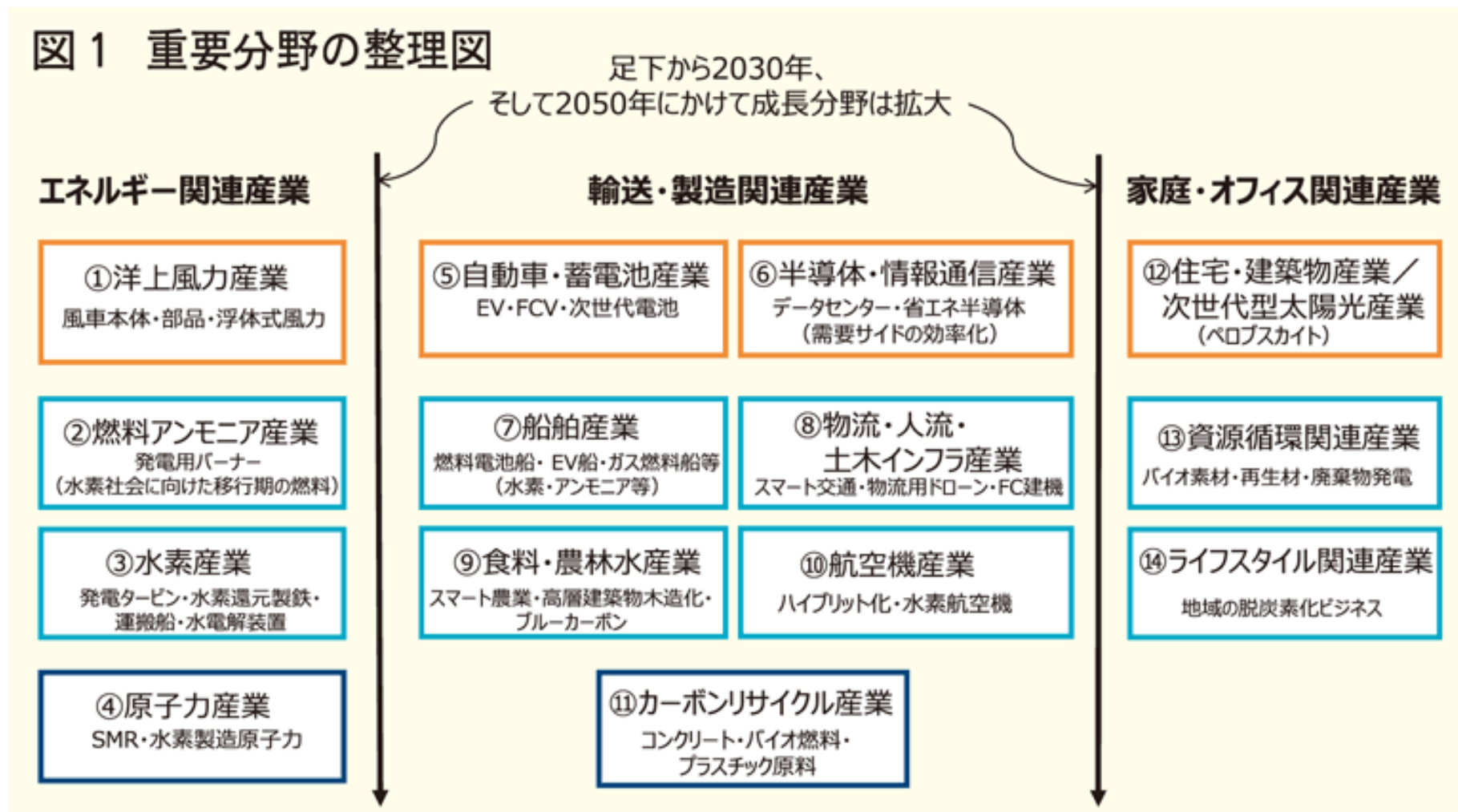
※2 令和3年6月18日付「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

活用イメージ

例）AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

(参考) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長14分野

図1 重要分野の整理図



(参考) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等 ＜③グローバル枠＞

補助上限額・補助率

補助上限額	補助率
3,000万円以内（4,000万円以内）	1/2以内 小規模2/3以内

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合の補助上限額

対象事業

海外事業※1を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援※2

※1 海外事業とは、①海外への直接投資に関する事業、②海外市場開拓（輸出）に関する事業、③インバウンド対応に関する事業、④海外企業との共同で行う事業をいう。

※2 グローバル枠において、①海外への直接投資に関する事業を行う場合であって、海外子会社又は海外支店が主たる補助事業実施主体となる場合は、日本国内の本社に対して補助対象事業の申請要件を適用。

追加要件

1. **海外事業の形態ごと**（上記「対象事業 ※1」に記載する①～④）の事業要件（公募要領を参照）
2. 海外事業に関する**実現可能性調査**（市場調査、現地規制や取引先の信用にかかる調査等）の実施
3. 社内に海外事業の**専門人材**を有すること又は海外事業に関する**外部専門家と連携**すること

➤ 本事業に係る資金について金融機関等からの調達を予定している場合は、金融機関等による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出することが必要。（金融機関は事業所の所在地域にある必要はなく、任意の機関を選択可能。）

活用イメージ

例）海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等 ＜③グローバル枠＞

追加要件（事業要件）

①海外への直接投資に関する事業

1. 国内に所在する本社を補助事業者とし、補助対象経費の2分の1以上が海外支店の補助対象経費となること、又は海外子会社（発行済株式の総数の半数以上又は出資価格の総額の2分の1以上を補助事業者が所有している、国外に所在する会社）の事業活動に対する外注費（本補助金の補助対象経費の範囲に限る。一般管理費は含まない。事業実施に不可欠な開発・試作にかかる業務等を想定。）若しくは貸与する機械装置・システム構築費（本補助金の補助対象経費の範囲に限る。）に充てられること。
2. 国内事業所においても、海外事業と一体的な機械装置等(単価50万円（税抜き）以上)を取得（設備投資）すること。
3. 応募申請時に、海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料を提出すること。
4. 実績報告時に、海外子会社等との委託（貸与）契約書とその事業完了報告書を追加提出すること。

②海外市場開拓（輸出）に関する事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、製品等の最終販売先の2分の1以上が海外顧客となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。
2. 応募申請時に、事前のマーケティング調査に基づく、想定顧客が具体的に分かる海外市場調査報告書を提出すること。
3. 実績報告時に、想定顧客による試作品等の性能評価報告書を提出すること。

2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等 ＜③グローバル枠＞

追加要件（事業要件）

③インバウンド対応に関する事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、製品・サービス等の販売先の2分の1以上が訪日外国人となり、計画期間中の補助事業の売上累計額が補助額を上回る事業計画を有していること。
2. 応募申請時に、想定顧客が具体的に分かるインバウンド市場調査報告書を提出すること。
3. 実績報告時に、プロトタイプの仮説検証※の報告書を提出すること。

※開発に立てた機械装置・システムについて、計画の初期段階で立てた計画通りの機能や操作性が実現できたか、想定していた効果が得られたかを評価いただきます。

④海外企業との共同で行う事業

1. 国内に補助事業実施場所を有し、外国法人と行う共同研究・共同事業開発に伴う設備投資等があり、その成果物の権利の全部又は一部が補助事業者に帰属すること（外国法人の経費は、補助対象外）
2. 応募申請時に、共同研究契約書又は業務提携契約書（検討中の案を含む）を提出すること。
3. 実績報告時に、当該契約の進捗が分かる実績成果報告書を提出すること。

3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者に対して、従業員規模に応じて補助上限額を100万円～2,000万円引き上げ。
- 事業計画において、補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額 年平均成長率6%以上増加」かつ「②事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準」を満たしたうえで、「③毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額」することとし、賃上げに係る計画書を提出することが要件。
- 要件未達の場合、補助金上乘せ分について全額返還。

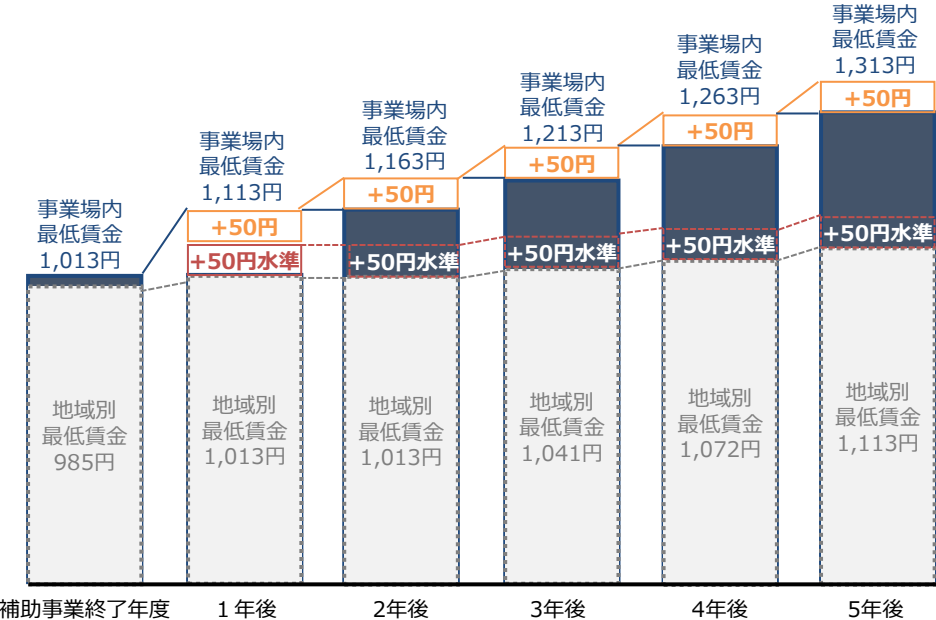
【基本要件との比較】

要件	基本要件	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	年平均成長率3%以上	同左
②給与支給総額	年平均成長率1.5%以上増加	年平均成長率6%以上増加
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にしたうえで、毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額
④補助金返還の要件	・事業計画終了時点において上記②が未達の場合、補助金の一部を返還 ・事業計画期間中の毎年3月末時点において上記③が未達の場合、補助金の一部を返還	・事業計画終了時点において上記②が未達の場合、補助金上乘せ分を返還 ・事業計画期間中の毎年3月末時点において上記③が未達の場合、補助金上乘せ分を返還

【補助上限引き上げ額】

従業員数	製品・サービス高付加価値化枠 /グローバル枠	省力化枠	補助率
5人以下	100万円	250万円	各申請枠の 補助率による
6～20人	250万円	500万円	
21～50人	1,000万円	1,000万円	
51～99人		1,500万円	
100人以上		2,000万円	

【考え方】事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準を満たしたうえで、毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額



4. その他

(1) 一定の投資規模がある事業者について、口頭審査を実施

- 補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者においては、**交付候補者決定前にオンラインによる口頭審査**を実施。【口頭審査期間：2024年4月24日（水）～2024年5月15日（水）】※4月30日（火）～5月2日（木）を除く
- 例えば、当該事業申請にかかる意思決定の背景や事業実施に際しての事前のマーケティングの調査等、計画書に記載のない内容についても質問を行う可能性がある。

(2) 令和5年度補正予算に基づく公募は2回程度を予定、補助事業実施期間は令和6年12月10日まで

- 令和5年度補正予算に基づく公募は**今回の18次で最後の予定。**
- 補助事業実施期間は、**令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了することが必要。延長は認められない）。**

(3) 厚生労働省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携

- ものづくり補助金の「製品・サービス高付加価値化枠」で交付決定を受けた中小企業等に対し、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小事業主等が生産性向上等に必要新たな人材を雇入れた場合に、当該事業主に対し、当該人材に係る賃金の一部を助成する**「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」との連携**を実施。

4. その他

(4) 加点項目等について

■ 加点項目：最大6項目について加点申請可能。経営革新計画取得や賃上げ加点等がある。（詳細は公募要領P38～P40を確認）

■ 減点項目：

①過去3年間にものづくり補助金の交付決定を一回受けている。

（2回以上受けている場合は申請対象外）

②**令和元年度補正予算ものづくり補助金以降に交付決定を受けている場合であって、収益納付をしていない事業者**（十分な賃上げによって公益に相当程度貢献し、収益納付を免除された事業者を除く。）（詳細は公募要領P40を確認）

(5) 今回の公募スケジュール（次回以降は未定！）

公募開始　：2024年1月31日（水）17:00～

電子申請受付：2024年3月11日（月）17:00～

申請締切　：2024年3月27日（水）17:00まで【厳守】

4. その他

(6) 注意事項！（補助対象外関係）

- 独立行政法人等を含む国の他の助成制度と重複する事業は補助対象外！
- これまでに交付を受けたもしくは現在申請している（公募申請、交付申請等すべてを含む。）補助金及び委託費の実績については、必ず応募申請書に記載してください。
- 国の他の助成制度の交付を受けたもしくは現在申請しているにもかかわらず実績が記載されていない場合、不採択となる可能性があります。
- 他の中小企業・小規模事業者等から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の事業を申請する場合は、補助対象外！

お問い合わせ先

- 最新情報はHPをご確認ください。

ものづくり補助金HP

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

- お問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター

電話 050-3821-7013

メールアドレス

kakunin@monohojo.info

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

- 小規模事業者※が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【商工団体の支援】

申請に当たっては、商工会・商工会議所の**経営指導員が伴走支援**。

＜現状分析＞ 自社の製品・サービスの販売状況、顧客や競合の将来の見通し等

＜経営計画策定＞ 現状分析を踏まえ、**販路拡大**に向けた経営計画の作成に際し**助言・指導等**の実施

【補助上限】

50万円～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円補助上限を上乗せ。（最大250万円）

【補助率】

2 / 3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、**赤字事業者は3 / 4**）

【補助対象】

機械装置等費、広報費、展示会出展費、開発費、委託・外注費など（※従来対象となっていた雑役務費は対象外）

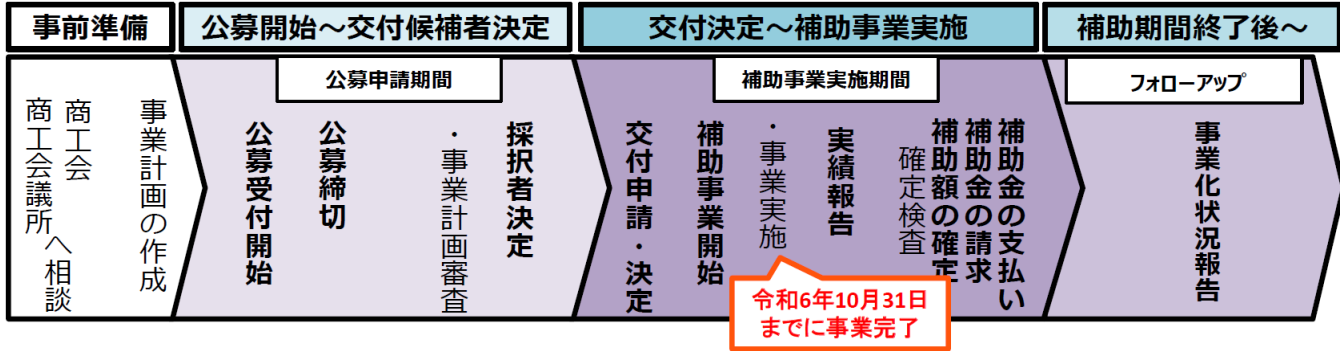
【スケジュール】

最新公募要領公開：2024年2月9日（金）

※**申請受付開始日は2月9日**。HP（事務局ポータルサイト）にて公表。（申請受付締切は**3/14**まで→公募終了）※16次以降は未定

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて確認。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合は支払いができないため、申請時点で十分に確認のこと。

※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出することが必要。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4）				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円	※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

【申請要件】※通常枠以外

- **賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既達の場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- **卒業枠** ⇒ 雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する事業者
- **後継者支援枠** ⇒ 「アトツギ甲子園」のファイナリスト等となった小規模事業者
- **創業枠** ⇒ 過去3年以内に産競法に基づく「認定市区町村等による特定創業支援等事業の支援」を受け創業した事業者
- インボイス特例** ⇒ 免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ**。

活用事例
①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例
②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

※ 青字が本補助金の対象経費

お問い合わせ先

- 最新情報は HP をご確認ください。

持続化補助金 HP

＜商工会地区＞ https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

＜商工会議所地区＞ <https://s23.jizokukahojokin.info/>

- お問い合わせ先

＜商工会地区＞

所在地域により異なるため、上記HPよりご確認ください

＜商工会議所地区＞

03-4330-3480

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

「IT導入補助金2024」の概要（令和5年度補正予算）

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**業務効率化やD X等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入**を支援する補助金。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。
相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

3. 今後のスケジュール（予定）

交付申請開始：2月16日（金）

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、インボイス枠（電子取引類型）

第1次締切 3月15日 17:00

第2次締切 4月15日 17:00

第3次締切 5月20日 17:00

・インボイス枠（インボイス対応類型）

第1次締切 3月15日 17:00

第2次締切 3月29日 17:00

第3次締切 4月15日 17:00

第4次締切 4月30日 17:00

第5次締切 5月20日 17:00

・複数社連携IT導入枠

第1次締切 4月15日 17:00

- IT導入補助金2023からの変更点のポイントは、**小規模事業者がインボイス制度に対応したソフトウェアを導入**する際に、補助額50万円以下の場合の**補助率を3/4から 4/5へ引き上げ**。

【支援枠・類型】（詳細は次頁）

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援。

インボイス枠電子取引類型

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援。

インボイス枠インボイス対応類型

- 10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援。
- **小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援。連携のための事務費・専門家費も補助対象。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援。

活用事例 ①

インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。（インボイス枠）

活用事例 ②

タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！（通常枠）

【詳細】 (赤字は令和5年度補正予算での拡充点)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠	
			電子取引類型		インボイス対応類型				
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等		中小企業・ 小規模事業者等				
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト		PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
			～350万円	50万円 以下	50万円 超 ～ 350万 円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバーセキュリティ サービス利 用料(最大 2年分) (※4)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

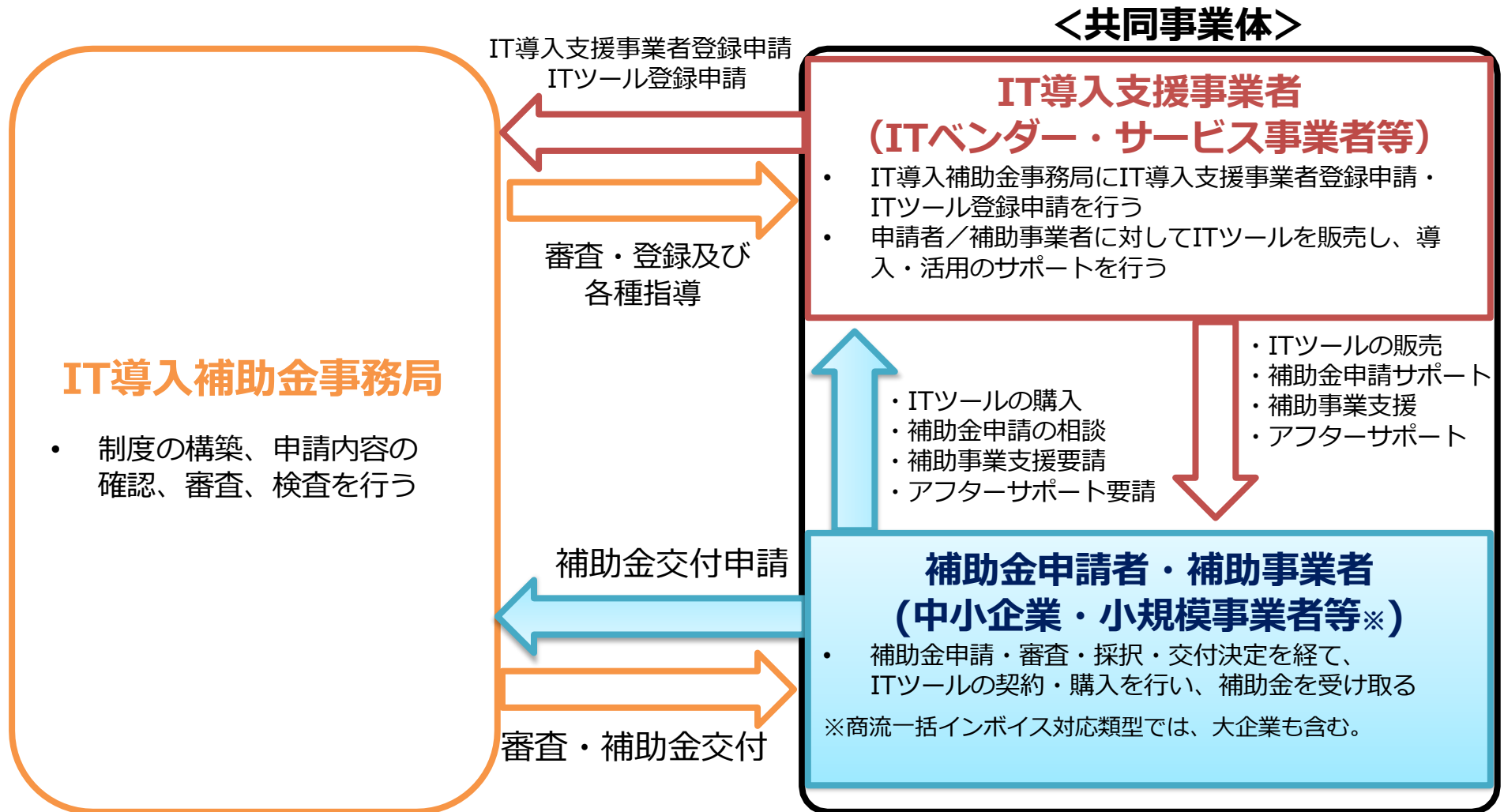
(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独) 情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

IT導入補助金2024補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



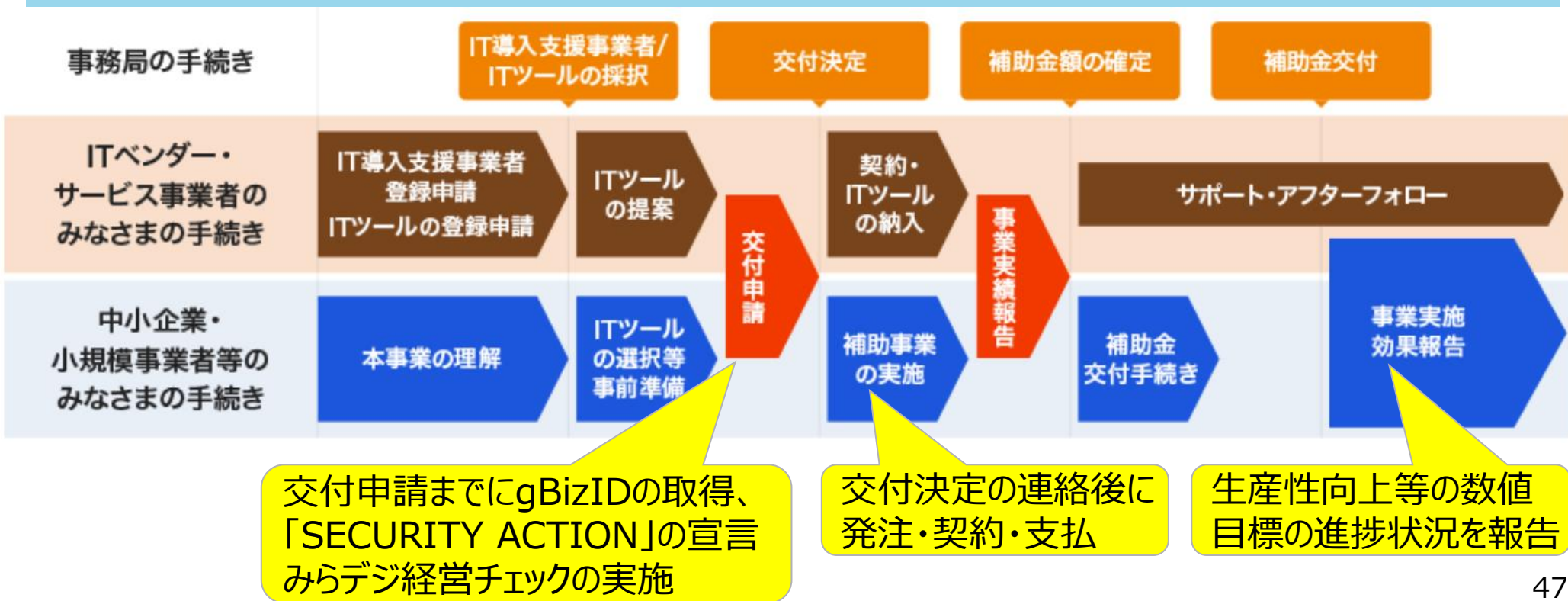
申請要件

- 申請要件のうち、特に留意すべき点は以下の通り。

- gBizID プライムの取得【**全枠**】
「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言の実施【**全枠**】
- 労働生産性の向上に係る数値目標の作成
 - ・ 1 年後に 3 %以上向上・3年の事業計画期間において年平均成長率を3%以上向上【**通常枠**】
 - ・ 3 年後の伸び率が 3 %以上及びこれらと同等以上とする【**セキュリティ対策推進枠**】
 - ・ 2 年の事業計画期間において年平均成長率 5 %以上向上【**複数社連携IT導入枠**】
- 賃金増加への取組の実施【**通常枠（導入するITツールの業務領域が4つ以上の場合）**】
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率 1 . 5 %以上増加
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 3 0 円以上の水準にする
 - ・申請要件を満たす賃金引上げ計画に従業員に表明
- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」の実施【**通常枠**】
※申請に用いるgBizIDプライムを利用して事業者登録を行ったうえで、経営チェックを実施すること

申請フロー（留意点）

- 中小企業・小規模事業者等とITベンダー・サービス事業者で申請・手続の内容は異なる。
- 申請には「gBizIDプライム」IDが必要。申請からアカウント発行まで 2 週間程度要する。
- 加えて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要。
- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」の実施が必要（通常枠）。
- 交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができない点に留意。



お問い合わせ先

- 最新情報は HP をご確認ください。

IT導入補助金 HP

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

- お問い合わせ先

(ナビダイヤル) 0570-666-376

(IP電話等) 050-3133-3272

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

事業承継・引継ぎ補助金

- 中小企業者及び個人事業主が**事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等**について、**その経費の一部を補助**することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進。

【支援枠・類型】（詳細は次頁）

経営革新 枠

事業承継※1 M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助※2

※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象

※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設

専門家活用 枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象

廃業・ 再チャレンジ 枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助

※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用可能

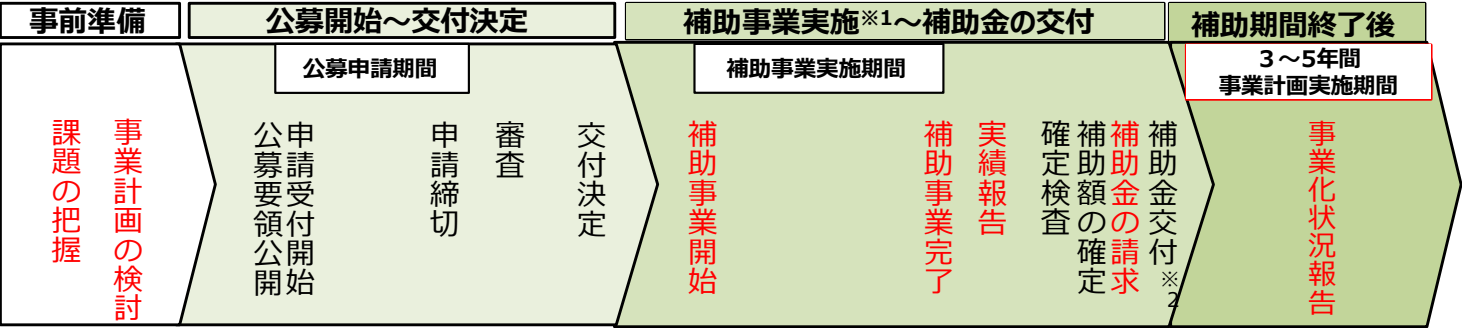
活用
イメージ
①

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。（経営革新枠）

活用
イメージ
②

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。（専門家活用枠）

事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（親族内承継実施予定者を含む）、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600～800万円＊ ＊一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円＊ ＊経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3＊ ＊中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下（物価高影響等）、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3＊ ＊①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3＊ ＊経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

第8次公募→公募終了（次回以降は募集有無含め未定）

（公募要領公開）2024年1月9日 （交付申請受付）2024年1月9日～2月16日 （交付決定）2024年4月上旬予定

お問い合わせ先

- 最新情報は HP をご確認ください。

事業承継・引継ぎ補助金HP

<https://jsh.go.jp/r5h/>

- お問い合わせ先

＜経営革新＞

050-3000-3550

＜専門家活用／廃業・再チャレンジ＞

050-3000-3551

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2)

中小企業等

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
	※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（中小企業等事業再構築基金の活用等含め総額 5,000 億円規模）

- 人手不足に悩む中小企業の省力化投資を強力に支援。
- 人手不足解消に効果がある商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

カタログ掲載機器（IoT、ロボット等）のイメージ

・無人搬送ロボット



著作者: user6702303 / 出典: Freepik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者: macrovector / 出典: Freepik
https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%E&position=31&from_view=search&track=ais

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



提供: ピクスタ
<https://pixta.jp/illustration/91446448>

枠	補助上限額	補助率
省力化投資枠 （カタログ型）	従業員数5名以下 : 200万円(300万円) 従業員数6～20名 : 500万円(750万円) 従業員数21名以上: 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、（ ）内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・ 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

1. 事業概要

- 中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 補助対象者	中堅・中小企業（ 常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等 ）※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
2 補助対象要件	① 投資額10億円以上 （専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる 従業員1人当たり給与支給総額の伸び率 （年平均成長率）が、 事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた 賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じ て補助金の返還を求めます （天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
3 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。
4 補助上限額	50億円 （ 補助率1/3以内 ）
5 事業期間	交付決定日から3年以内（補助事業終了後の賃上げのフォローアップは3事業年度分） ※事業期間は、最長で2026年12月までとする予定です。
6 予算額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円

（参考）補助対象者について（みなし大企業）

- 中堅・中小企業であっても、下記に該当する事業者については、大企業とみなして補助対象外とします。

みなし大企業の要件について

次のいずれかに該当する中堅・中小企業

※大企業：常時使用する従業員数が2,000人超の会社等

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
- ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

(参考) 補助対象者について（会社・個人以外の法人）

- 会社・個人以外の法人について、大規模投資による生産性向上や事業規模の拡大を通じた賃上げの実現といった政策目的に沿った補助事業であり、その補助事業が収益事業に関する内容である場合、以下の法人等については補助対象となり得ます。

会社・個人以外で補助対象となり得る法人

常時使用する従業員数が2,000人以下の下記の法人

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④ 商工組合・連合会
- ⑤ 水産加工業協同組合・連合会
- ⑥ 技術研究組合
- ⑦ 商店街振興組合・連合会
- ⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ⑨ 酒造組合・連合会・中央会
- ⑩ 酒販組合・連合会・中央会
- ⑪ 内航海運組合・連合会
- ⑫ 法人税法別表第2に該当する者（一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人など）
- ⑬ 農事組合法人
- ⑭ 労働者共同組合
- ⑮ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（特定非営利活動法人（NPO法人）等）

※上記以外の団体に加え、法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業（社会福祉法人においては公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなす）を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象外です。

2. 補助事業のポイント

項目	ポイント
1 投資額	✓ 10億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分） ※ 投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要となります。 ＜共同申請（コンソーシアム形式）の場合＞ ① コンソーシアム参加者の中で、投資額5億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含むこと ② 連携による一体的な大規模投資を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する連携計画の策定 ※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることはできますが、大企業は補助金の対象外となります。
2 賃上げ	✓ 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上 ※ 補助事業の終了日を含む事業年度における数値と比較します。なお、新事業の場合など、基準となる対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合、会社全体の数値と比較します。 ※ 持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）。なお、補助事業の実施に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを求めます。 ※ コンソーシアム形式では、全ての参加者がそれぞれ賃上げの要件を満たすことが必要です。 ※ 補助事業に関わる取引先（設備会社等）への適切な労務費の価格転嫁を図るため、本事業の実施においては、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」*の遵守を求めます。補助金の採択後から賃上げのフォローアップ期間中に指針に遵守していないことが明らかとなった場合、交付決定の取り消し・補助金の返還を求める場合があります。
3 経営力	✓ 企業全体における成長ビジョン（長期経営計画）を含めた事業計画の策定 ※ 持続的な賃上げの実現には、補助金を活用した事業セグメントの成長のみならず、補助事業を通じて企業自身（経営全体）の持続的な成長につながっていくことが重要であることに鑑み、成長ビジョンの中での補助事業の位置付けや補助事業が企業自身の成長にどのようにつながるかについて、投資判断に必要な「経営力」の観点から、策定された事業計画や外部有識者へのプレゼン審査を通じて確認します。

*公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>）

(参考) 賃上げ要件の基準値について

都道府県別の直近5年間の最低賃金の年平均成長率

都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	(参考) 全国平均	3.0%

※補助事業を実施する都道府県の年平均成長率（複利計算）を基準値といたします

3. 補助対象経費

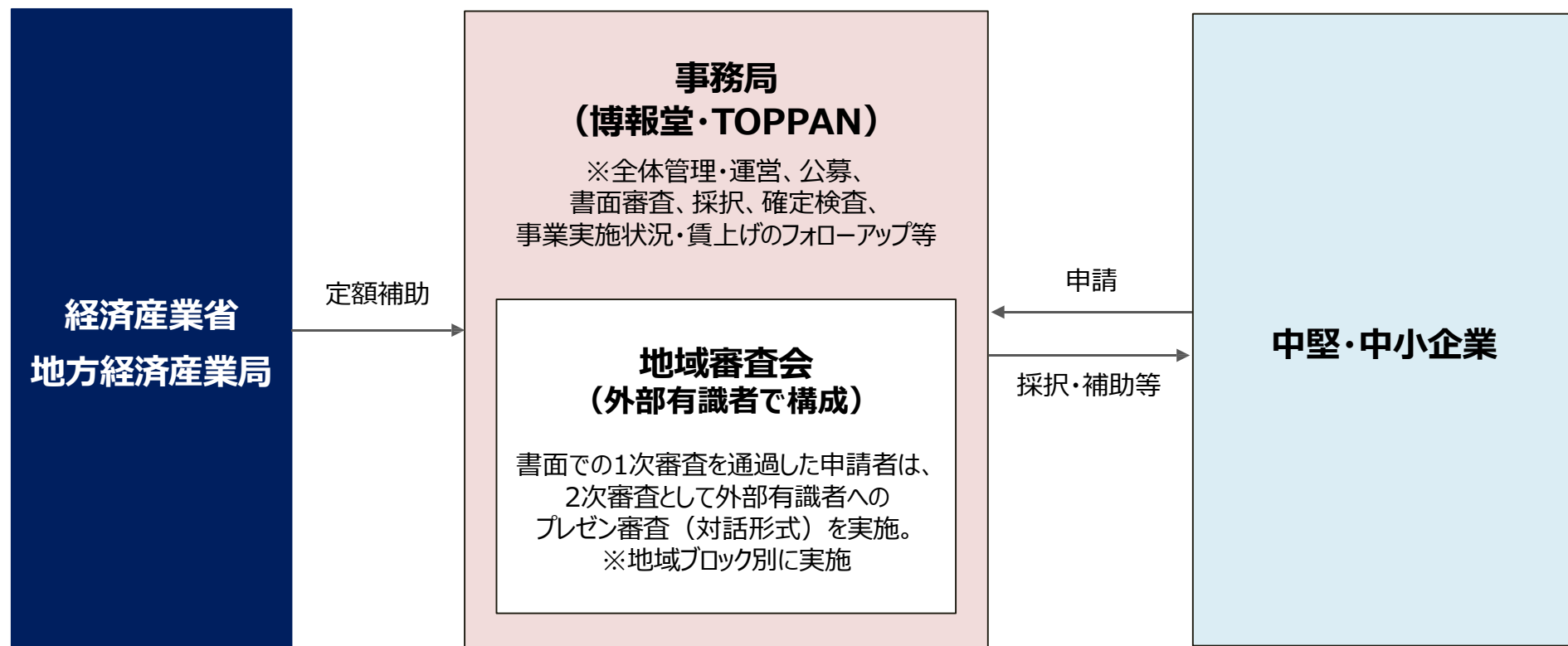
項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費	建物の単なる購入や賃貸は対象外。また、生産設備等の導入に必要なものに限り、「土地」は補助対象外。 建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物費に含めるが、「構築物」は補助対象外。
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象であり、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外。 機械装置と切り離すことのできない付帯工事は原則として機械装置費に含める。
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象。応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の併用は不可とします。併用していることを確認した場合、当該対象の経費に関する補助金の交付決定の取消・補助金の返還を求めます。

※上記以外にも補助金の対象外となる場合があります。詳細は公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 経済産業省から補助を受けた事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、補助、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、**申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要**です。GビズID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。**アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。**



GビズID
ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 事業計画・審査のポイント

- 採択に当たっては、下記のポイントを中心に、提出いただく事業計画書及び申請者（経営者等）によるプレゼンに基づき審査を行います。

1

経営力

- ・ 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながることが見込まれるか。
 - 長期ビジョン（社会への価値提供の目指す姿等）
 - 外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略（市場動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む）等）
 - 成果目標・経営管理体制（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況等）

2

先進性・成長性

- ・ 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、自社の優位性が確保できる差別化された取組か。
- ・ 補助事業により、労働生産性の抜本的な向上が図られ、当該事業における人手不足の状況が改善される取組か。
- ・ 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。

3

地域への波及効果

- ・ 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、地域への波及効果が見込まれる取組か。
- ・ リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。（主にコンソーシアム形式の場合を想定）

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点をを行います。

4

大規模投資・費用対効果

- ・ 企業規模（収益規模）に応じたリスクをとった大規模成長投資であるか。
- ・ 補助金額に対して、生み出される付加価値額や売上高・賃金の増加分が相対的に大きな取組か。
- ・ 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、企業の行動変容が示されているか。

5

実現可能性

- ・ 政策目的に合致した取組であり、かつ、補助事業に必要な資金・体制等が十分に確保されているか。
- ・ 補助事業の事業化に向けた課題設定・解決方法・スケジュールが適正に見込まれており、実現可能性が高いか。
- ・ 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無を検証できているか。

6. スケジュール

- 2月20日 : 概要資料の公表（本資料）
本事業に関する質問の募集開始

本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募開始時に事務局が開設するコールセンターにてご対応させていただく予定ですので、今しばらくお待ちください。コールセンター開設までの間、本事業の制度内容等に関するご質問については、下記の質問受付フォームにて受付いたします。当該フォームに送付いただいたご質問のうち、よくあるご質問については、今後公表する公募要領やQ&A等を通じてご回答いたします。

【質問受付フォームURL】<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

- 3月6日 : 1次公募 開始
事務局コールセンター開設
- 4月30日 : 1次公募 締切
- 5～6月頃 : 審査
- 6月中下旬頃 : 採択発表（以降順次、交付決定）

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。
最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

7. よくあるご質問（1/2）

Q1. 2次公募の予定はありますか。

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人であり、中小企業基本法における中小企業者の定義に該当しますが、補助対象者の要件に該当しますか。

A2. 本事業では、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としているため対象外です。

Q3. 同じ事業者が複数応募することは可能でしょうか。

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次公募でさらに採択を受けることはできません。

Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。詳細は公募開始時に公表する公募要領に規定します。

Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。

A5. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q6. 複数の地域で投資を行う場合も対象になりますか。また、対象になる場合、賃上げの要件に適用される基準値はどのように設定されるのでしょうか。

A6. 補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象となります。その場合、賃上げ要件については、事業実施場所ごとの基準値を適用しますので、事業実施場所ごとに賃上げ率を設定していただきます。

7. よくあるご質問（2/2）

Q7. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。

A7. 機械装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

また、ファイナンス・リース取引に限り、補助事業者がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件として、リース会社と共同申請をする場合には、機械装置やソフトウェアの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。この場合、リース会社に対しては投資額・賃上げ要件等の適用は求めません。

Q8. 補助金の概算払いは可能ですか。

A8. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。

Q9. 審査はどのように行われるのでしょうか。

A9. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した申請者は、2次審査として経営支援等を行う外部有識者に対するプレゼン審査（対話形式）を行います。当該審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を行った事業者を採択します。事業計画・審査のポイントについては、10ページ目をご参照ください。

Q10. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。

A10. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。

年平均成長率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の1人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均成長率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（3事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。

お問い合わせ先

- 最新情報は HP をご確認ください。
**中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長
投資補助金HP**
<https://seichotoushi-hojo.jp/>

- お問い合わせ先
※公募開始時に事務局がコールセンターを開設予定

コールセンター開設までの間、本事業についてのご質問は下記、
質問受け付けフォームよりお願いします。

【質問受付フォームURL】

<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和6年度予算案額 **128億円（133億円）**

中小企業庁経営支援部

経営支援課

技術・経営革新課

事業の内容

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内
（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

Go-Tech事業の概要

【公募期間】

- 令和6年2月16日（金）～令和6年4月16日（火）
※令和6年度において、第2回公募を行う予定は現時点ではなし。

【対象者】

- 中小企業等を中心とした、事業管理機関、研究実施機関を含む2者以上の共同体
- 事業の中核的な役割を中小企業等が担う必要があるため、中小企業者等が受け取る補助金額が、国から受け取る補助金額の2／3以上である必要がある ※詳細は、令和6年度公募要領で確認のこと。

【対象となる事業】

- 事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組であること
- 中小企業の特定制品・サービス・技術の高度化等に関する指針（次頁）に記載された内容と整合している事業

【補助対象経費】

- 物品費、人件費（研究員費、管理員費、補助員雇上費）・謝金、その他経費（外注費、クラウドサービス利用費等）、委託費、旅費・間接経費

【申請枠】

「通常枠」 中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援

「出資獲得枠」 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

【採択予定件数】

- 通常枠：100件程度、出資獲得枠：8件程度（予定） ※あくまで見込みであり、予告なく変更する可能性あり。

事業の目的

- 本事業は、「**中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針**」（以下、「**高度化指針**」という。）に基づき、特定制品づくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図ることを目的としています。
- 具体的には、**中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援**します。あくまでも研究開発を支援するための事業であり、生産を目的とした設備備品の導入や営利活動に関する補助事業ではありません。

高度化指針

【特定制品づくり基盤技術に関する事項（12技術分野）】

1 デザイン開発、2 情報処理、3 精密加工、4 製造環境、5 接合・実装、6 立体造形、
7 表面処理、8 機械制御、9 複合・新機能材料、10 材料製造プロセス、11 バイオ、
12 測定計測

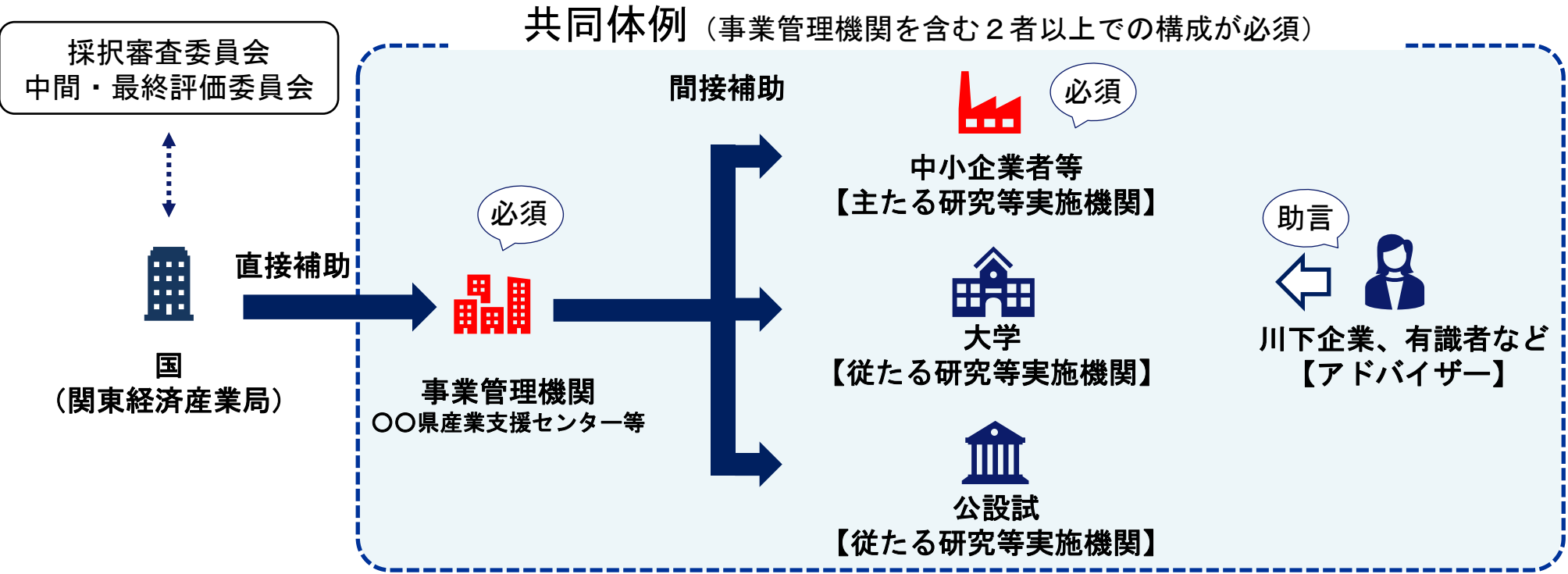
【先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項】

【高付加価値企業への成長・変革に関する事項】

詳しくはこちら▶▶<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

共同体の構成

● 成長型中小企業等研究開発支援事業の仕組み



- 事業管理機関【補助事業者】
 - 主たる研究等実施機関【間接補助事業者】
 - 従たる研究等実施機関【間接補助事業者】
 - アドバイザー
 - 総括研究代表者（PL）／副総括研究代表者（SL）
- ・ 運営管理等や国との連絡窓口を行う者
 - ・ 中核的に研究開発等を実施する中小企業者等
 - ・ 共同研究開発を行う者
 - ・ 助言を行う者であって補助金の交付を受けない者
 - ・ 選任が必要（いずれか1名は、主たる研究等実施機関の研究員から選任）。

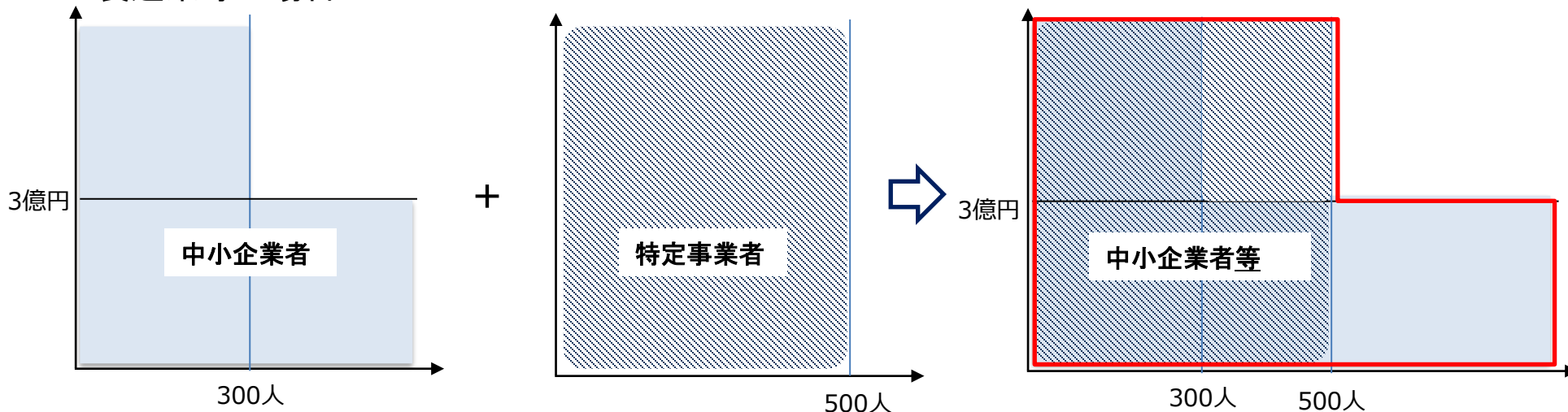
中小企業者等 = 中小企業者 + 特定事業者

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

+

特定事業者（従業員基準のみ）	
業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

● 製造業等の場合



注意：みなし大企業（一定割合以上の株式を大企業が所有している場合等）については、本事業の中小企業者等として取扱いません。

補助事業期間と補助金額等

	通常枠	出資獲得枠
概要	中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発を支援する枠	補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関しファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠
補助金額 （上限額）	共同体全体で 単年度あたり 4, 500万円以下 2年間合計で 7, 500万円以下 3年間合計で 9, 750万円以下	共同体全体で 単年度あたり 1億円以下 2年間合計で 2億円以下 3年間合計で 3億円以下 ただし、補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の2倍を上限とする。
補助率	①中小企業者等・・・2／3以内 ※課税所得15億円以上等の中小企業者等又はNPO法人は1／2以内 ②大学・公設試等（A機関、B機関）・・・ A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加している場合は、定額（一部、補助率2／3以内が適用される場合あり） A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加していない場合は、2／3以内	
補助事業期間	2年度又は3年度	

補助対象経費

物品費	①設備備品費	1) 機械装置備品費	機械装置及び備品、その他機械装置に付随する備品の製作、購入に要した経費。
		2) 土木・建設工事費	機械装置備品の製作・設置に付帯する電気工事等に要した経費。
		3) 保守・改造修理費	機械装置備品の保守、改造、修繕に要した経費。
		4) 外注費	機械装置備品の加工等の外注に係る経費。
	②消耗品費	原材料、部品、消耗品等の購入に係る経費。	
人件費・謝金	①人件費	1) 研究員費 2) 管理員費 3) 補助員雇上費	
	②謝金	委員等謝金及びアドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導を特に必要とする場合に支払われる謝金。	
旅費	研究員、管理員及び委員等の旅費、滞在費及び交通費。アドバイザーや共同体外部の知見者に支払う旅費、滞在費及び交通費。		
その他	①外注費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む）で行う場合に外注先への支払に要する経費。	
	②印刷製本費	研究内容報告書等の印刷・製本及び電子ファイル作成に要した経費（事業管理機関のみ計上可能）	
	③運搬費	試作品や加工品等を共同体内で移動する場合に要する費用、共同体内から外注先への配送にかかる費用、展示会への出展等に際し必要となる運搬料等の支払に要する経費。	
	④クラウドサービス利用費	この事業の遂行に必要なクラウドサービスの利用やWebプラットフォームの利用に要した費用。	
	⑤その他（諸経費）	1) 技術導入費・・・知的財産権等の導入が必要となる場合に所有権者等に支払われる経費。 2) 通訳・翻訳費・・・通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費。 3) 知的財産権関連経費・・・研究開発等成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費。 4) マーケティング調査費・・・競合技術等動向やニーズ調査、展示会開催または出展、学会参加、事業成果周知用ポスター等の作成、広告媒体等の活用並びにそのための外部人材の雇用などにかかる経費。 5) 賃貸借費・・・機械装置備品のレンタル・リース代等。 6) その他・・・大学等の研究機関におけるバイアウト経費又は技術情報管理認証制度の認証取得に要する経費	
委託費	事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費。		
間接経費	事業の実施に伴い管理等に必要な経費として、直接経費（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」）の合計の30%を上限に計上できる経費。		

I. 技術面

- ①技術の新規性・独創性及び革新性
- ②研究開発目標値の妥当性
- ③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④研究開発の波及効果

II. 事業化面

- ①目標を達成するための経営的基礎力
- ②事業化計画の妥当性
- ③事業化による経済効果
- ④高付加価値企業への成長・変革

III. 政策面

- ①経済産業政策との整合性
- ②中小企業政策との整合性
- ③国が推進する政策との整合性

IV. 出資獲得面

- ①公的支援の必要性
- ②ファンド等の出資者のハズオン支援体制
- ③出資金が企業価値の向上に与える効果の程度



審査基準の詳細は、
令和6年度公募要領を参照ください。
審査項目に掲げられた内容を
十分に踏まえてご準備ください。

お問い合わせ先

- 最新・詳細は、HP・公募要領等を御確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2024/240216kobo.html>

- お問い合わせ先

関東経済産業局 産業部 製造産業課

Go-Tech・サポイン担当

電話：048-600-0307

E-MAIL：bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

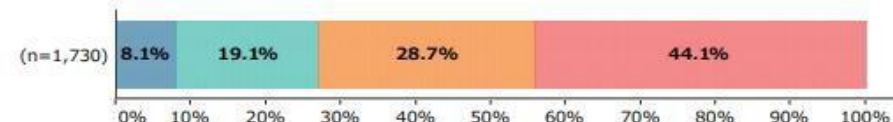
(参考) 中小企業におけるカーボンニュートラル対応の現状

- 競争力を維持・強化する中でCNを実現するため、中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体での取組が不可欠。定点的な調査結果によると、2020年から2022年につれて、CNの事業方針上の優先度について「高い」「やや高い」と回答する割合が高くなっている。<第1-2-7図>
- 取引先から温室効果ガスの排出量把握、CNに向けた協力要請が「あった」と回答する割合が、年々上昇している。<第1-2-10図>

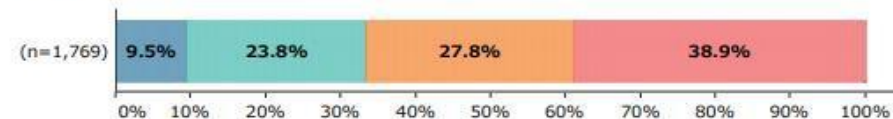
<第1-2-7 図>

カーボンニュートラルの事業方針上の優先度

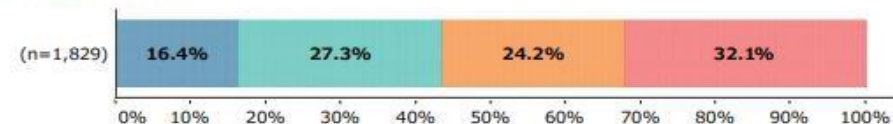
2020年（2年前）



2021年（1年前）



2022年（現在）



■ 優先順位は高い
■ 優先順位はやや高い
■ 優先順位はやや低い
■ 優先順位は低い

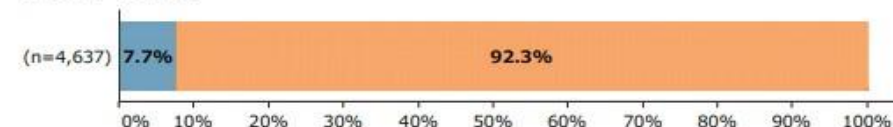
資料：（株）東京商工リサーチ「令和4年度取引条件改善状況調査」

（注）1. 発注側事業者向けアンケートを集計したもの。
2. カーボンニュートラルの事業方針上の位置づけについて、「分からない」を除いて集計している。

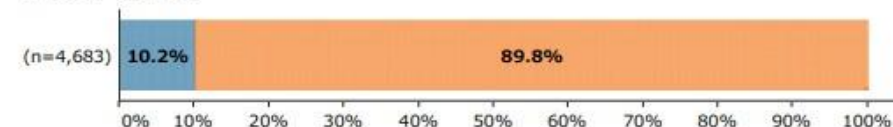
<第1-2-10 図>

取引先からの温室効果ガスの把握、カーボンニュートラルに向けた協力要請状況

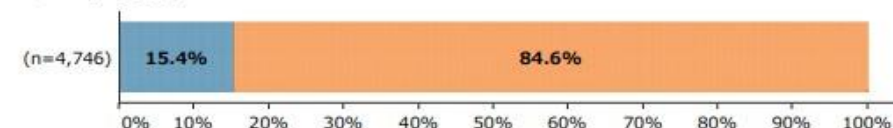
2020年（2年前）



2021年（1年前）



2022年（現在）



■ あった
■ なかった

資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」

（注）取引先からの温室効果ガスの排出量把握、カーボンニュートラルに向けた協力要請について「分からない」を除いて集計している。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

事業の内容

事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネ補助金の概要

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】**、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A B類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
※先進設備の場合、2/3（中小），1/2（大）
- 補助上限額：15億円
※非化石転換の要件満たす場合、20億円

食料品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



新設

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円
※電化のための機器の場合は5億円

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



※公募開始は本年3月下旬頃を予定（補助金事務局：一般社団法人環境共創イニシアチブ）

申請類型の詳細

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
(Ⅰ) 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） <u>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</u>	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1／2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2／3 以内） 大企業・その他 1／3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1／2 以内）	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 <u>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</u>	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1／2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(Ⅲ) 設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） <u>より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助</u>	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1／3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

**【ご参考】
省エネ診断事業**

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各執行団体の専門人材の育成等の実施を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和6年度概算案額 **9.9億円（8.0億円）**

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

事業の内容

事業目的

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行う。

事業概要

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業（補助金）
中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援する。また、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣も実施する。

（２）地域エネルギー利用最適化取組支援事業（補助金）
省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

（３）専門人材拡大に向けた調査分析事業（委託費）
中小企業向けに省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



（２）地域エネルギー利用最適化取組支援事業



（３）専門人材拡大に向けた調査分析事業



成果目標

省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万klを目指す。

省エネ診断の概要

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。**

申込み

①事前アンケート・面談

- ・ 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- ・ 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- ・ 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- ・ 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ・ ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- ・ 後日、診断員が、工場のできる省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

■ 省エネ診断を実施している民間団体等の例 （令和5年度実績）

（一財）省エネルギーセンター、（一社）カーボンマネジメントイニシアチブ、（一社）省エネプラットフォーム協会、東京電力エナジーパートナー（株）、北陸電力（株）、西部瓦斯（株）、静岡ガス・エンジニアリング（株）、ダイキン工業（株）、パナソニック（株）、三浦工業（株） 等

省エネ補助金の加点措置

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

賃上げ促進税制

賃上げ促進税制の強化：

- ① **大企業**向けは、**より高い賃上げ**へのインセンティブ強化に向け、更に高い賃上げ率の要件 **(5%、7%)** を創設
- ② **中小企業**向けは、赤字企業等の賃上げ後押しに向け、**前例のない長期となる5年間の繰越控除措置**を創設。
- ③ 地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される**中堅企業向けの新たな枠**を創設。
- ④ **雇用の「質」**も上げる形での賃上げの促進に向け、
 - ・**教育訓練費を増やす**企業への上乗せ措置の要件を緩和
 - ・**子育てとの両立支援、女性活躍**支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設
- ⑤ 「**変革期間**」に合わせ、**3年間の**措置期間とする

改正後【措置期間：3年間】⑤

大	継続雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	④ 両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	15%					
	① + 5 %	20%					
	+ 7 %	25%					
中堅	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%
	+ 4 %	25%					
中小	全雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5 %	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%
	+ 2.5%	30%					

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乗せ	30%
+ 4 %	25%			
—	—			
全雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	+ 10%	10% 上乗せ	40%
	+ 2.5%			

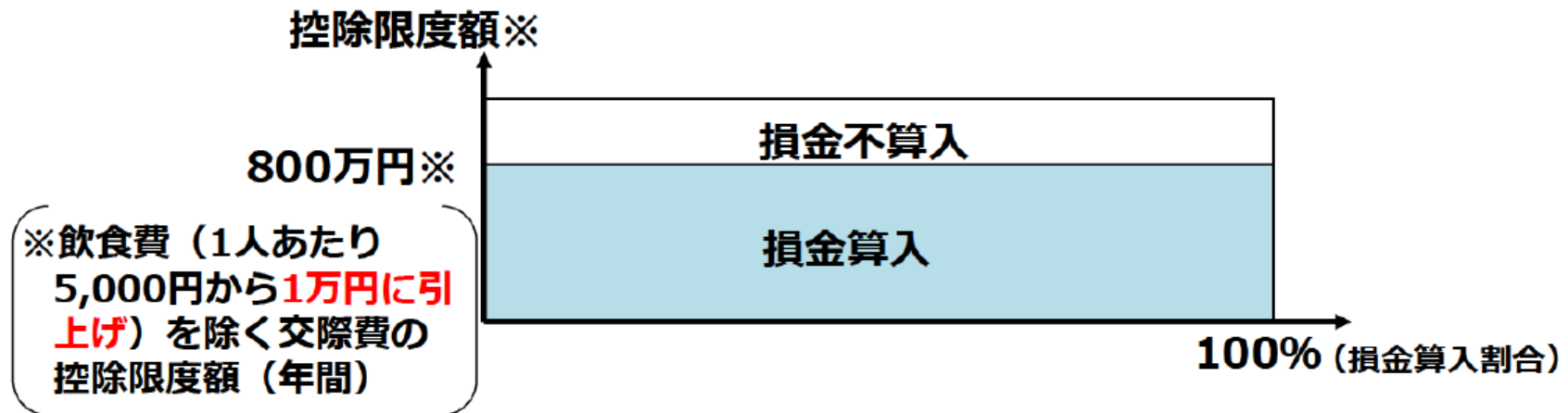
② 中小企業は、賃上げ実施年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**。

中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長（法人税・法人住民税・事業税）

- 租税特別措置法上、交際費等※については、損金不算入が原則。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要であるため、定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入可能とする特例措置を3年間延長する。
- また、会議費の実態を踏まえ、交際費等から除外される飲食費に係る基準（1人あたり5,000円以下）の1万円への引上げを行う。

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：令和8年度末】



※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり5,000円超の飲食費含む）。
1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを1万円に引上げ。

地域未来投資促進税制について（現行制度）

- 承認地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができる。

STEP 1：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認
都道府県・市町村が作成する基本計画への適合
① 地域の特性の活用 ② 高い付加価値の創出
③ 地域の事業者に対する経済的効果

STEP 2：国（主務大臣）による課税特例の確認
【適用期限：令和6年度末まで】
※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。
① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること
【通常類型】
・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
【サプライチェーン類型】
・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
② 設備投資額が2,000万円以上
③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

課税の特例の内容・対象

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象資産を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。

※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)を御確認ください。

〈上乗せ要件〉（平成31年度以降の承認事業のみ）
要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと
⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和5年度以降の承認事業のみ）
⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

- 地域未来投資促進税制は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う設備投資を促進する税制。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業が、躊躇することなく、さらに規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）。

改正内容		※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】	
対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%	
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率 5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%	
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は 税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%／税額控除2%		

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上。
*3 産業競争力強化法において規定。

【ご参考】

中小企業・小規模事業者等関係予算案、税制改正のポイント

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント

(令和5年度補正・令和6年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資支援等に万全を期す。
- さらに、GX/DX等といった産業構造転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組を予算・税等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、持続的な賃上げにつなげる。
- また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和5年度	令和6年度+令和5年度補正計上額
	1,090億円	1,082億円 +5,420億円

【1】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じた取引適正化の促進を強化する。また、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者保証改革を進める。
- 目の前の需要を人手不足のためにとりこぼすことがないよう、省力化投資を強力に支援し、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

当初 中小企業取引対策事業【28億円】 + **補正** 【8.3億円】

価格交渉促進月間（3月/9月）のフォローアップ調査に基づく企業名公表や、大臣名で経営トップへ「指導・助言」。下請Gメンを330名に増強し、取引実態の把握を強化。下請かけこみ寺での相談対応や、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上

<資金繰り支援>

当初 日本政策金融公庫補給金【147億円】 日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施

補正 中小企業等の資金繰り支援【680億円】(財務省計上分51億円含む)

金利引下げ、資本金劣後ローンの供給等の継続・運用見直し。処理水放出に伴い売上減少に直面した水産加工業者に対する支援等

補正 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【71億円】 + **当初** 【14億円】

新たな借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を創設。保証協会による中小企業等の経営支援を実施

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【146億円】 + **補正** 【52億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

<省力化対策・賃上げ対策>

補正 中小企業省力化投資補助制度【1,000億円】(既存基金の活用等含め総額5,000億円規模。事業再構築補助事業を再編)

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性ある支援を新設

補正 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,000億円】 ※国庫債務負担含め3,000億円

【2】環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性向上等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業等を支援し、売上高100億円以上など飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】(ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継引継ぎ補助金)

中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入(インボイス制度への対応支援含む)、販路開拓、事業承継等を支援

事業再構築補助金【既存基金の内数】

※これまで実施してきた、事業・業種転換等といった企業の思い切った事業再構築への支援は、執行面等での必要な見直しを行う前提で、実施

当初 中小企業海外展開総合支援事業【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

当初 グリーントランスフォーメーション対応支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

補正 省エネ診断【21億円】 + 当初 【10億円】

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援

補正 省エネ補助金【1,160億円】※国庫債務負担行為を含め2,325億円

工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援。複数年の投資計画にも対応

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) 【128億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

当初 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】

専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材育成

【3】事業承継、再編を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化の進展が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を強力に推進する。
- さらに、事業承継等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

当初 後継者支援ネットワーク事業【4.4億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を生かした新規事業アイデアを競うイベント開催

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【146億円】 + 補正 【52億円】 (再掲)

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

補正 事業承継・引継ぎ補助金 (再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数

補正 中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業【120億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、グループ化・事業再構築を通じた成長を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

【4】伴走支援・経営支援の推進

- 多様な経営課題を抱える地域の中核企業や中小企業・小規模事業者等に対し、伴走・経営支援を推進するとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

当初 小規模事業対策推進等事業【54億円】

中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

補正 事業環境変化対応型支援事業【112億円】

商工会、商工会議所等や、よろず支援拠点の相談体制を強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口を設置

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【35億円】

各都道府県により支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

当初 中小企業経営支援事業【中小機構交付金の内数】

成長志向企業の価値創出や中堅企業への成長に向け専門家による総合的な課題に対するハンズオン支援(伴走支援)を実施

当初 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】(再掲)

専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材育成

【5】社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

- 地域の社会課題解決に向けた取組や、地域の企業立地を支える工業用水道の整備、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓、災害復旧等の取組を支援する。

当初 地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業【6.0億円】

ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築するため社会課題解決事業モデルを実証する

当初 工業用水道事業費【20億円】 + 補正 【16億円】

激甚化する災害への対応のための強靱化やデジタル技術活用による広域化・民間活用による施設の合理化や経営の最適化等を進める
(半導体等の国家プロジェクトの生産拠点整備に際する関連インフラ整備の支援に向け、内閣府にて「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設(補正))

当初 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】 + 補正 【2.3億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組(災害復旧を含む)を支援

当初 中心市街地・商店街等診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等の事業推進体制強化に向け、複数専門家による面的伴走支援等を行う

補正 なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和元年台風第19号等、令和3・4年福島県沖地震)等の継続措置【43億円】

被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、引き続き措置

税制改正事項

税 賃上げ促進税制（延長・拡充）

中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の税額控除の繰越措置を創設。さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設し、適用期限を3年間延長。かつてない高い税額控除率（最大45%）を実現

税 中小企業事業再編投資損失準備金税制（延長・拡充）

成長意欲のある中堅・中小企業による複数回M&A（グループ化）を集中的に後押しする観点も踏まえ、適用期限を3年間延長するとともに、抜本的に（準備金の積立割合を2回目のM&Aで90%、3回目以降で100%とし、据置期間を10年に）拡充

※外形標準課税（見直し）

外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ（資本金1億円以下）については、引き続き対象外となる形で見直し

税 交際費課税の特例（延長・拡充）

交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を3年間延長するとともに、交際費等から除外される飲食費に係る基準を1人あたり10,000円以下に拡充

税 法人版・個人版事業承継税制（延長）

中小企業の事業承継を後押しするため、贈与税・相続税を100%猶予を受けるために必要な特例承継計画の提出期限を2年延長

税 少額減価償却資産の特例（延長）

中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産の即時償却を可能とする特例措置を2年間延長

税 地域未来投資促進税制（拡充）

地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される、成長志向の中堅企業が行う大規模国内投資を後押しするため、中堅企業枠を創設（税額控除率6%）

目次

1. 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の狙い

2. 各補助金の概要

■ 中小企業生産性革命推進事業

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
- ・小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
- ・事業承継・引継ぎ補助金

■ 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

■ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

■ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

■ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（省エネ補助金）

3. 中小企業関連税制

4. その他（価格転嫁支援について）

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

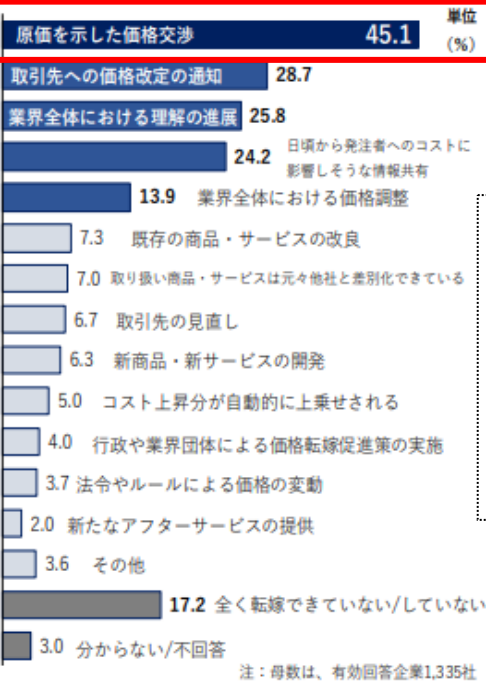
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

価格転嫁サポート体制の強化

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➤ 2023年3月に**原材料費、労務費高騰の資料**を提示し、4月中に**提示どおりの価格**で決着した。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

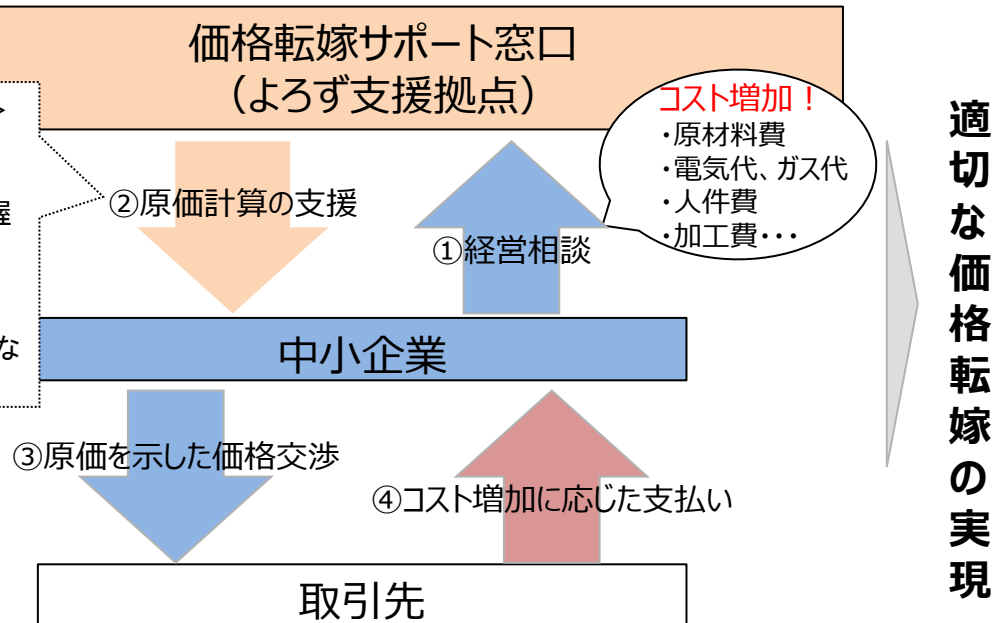
＜原価計算能力向上に係る主な支援内容＞

・原価管理に係る基礎支援

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。

・製品原価算出に係る実践的な提案

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法等を提案。



（資料）株式会社帝国データバンク資料

（2023/2/9 特別企画：価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表)

本指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者双方の立場からの行動指針。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行う事が必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する12の行動指針

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉支援ツール

◆価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成でき、全国で利用可能

エネルギー・原材料費上昇の根拠資料として  埼玉県

価格交渉支援ツールを御活用ください

✓ 価格交渉を行う際には、エネルギー・原材料費等が上昇していることを示す根拠資料が必要です

⇒ 価格交渉を行う際に活用できる支援ツールを開発しました

✓ 埼玉県HPから無料でダウンロードし、使用できます

✓ 支援ツールの活用手順を簡潔にまとめました



① 埼玉県HPから支援ツールを起動
(ダウンロードURLはこちら)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakoushoutool.html>



② 「業種」等を選択
③ 主要品目の価格上昇率が表示
④ 資料を印刷



⑤ 資料を価格協議の場に持参
⑥ データに基づく価格交渉
⑦ 適切な価格転嫁を実現



▲支援ツール

▲資料イメージ

✓ 支援ツールには、実用的な様々な特徴があります

Point 1 誰でも簡単に作成可能

- ・業種ごとに標準的な品目が記載されている資料も用意
- ・品目のカスタマイズも可能

Point 2 データの信頼性が高い

- ・公表データ（日銀の企業物価指数等）を基に作成しており、信頼性が高い

Point 3 業種を選択が可能

- ・業種を選択すると、同業種の主要原材料費の推移が自動で表示

Point 4 複数の原材料を表示可能

- ・裏面を含め、10種類の原材料費（人件費等含む）の推移の表示が可能

Point 5 頻繁にデータを更新

- ・月に1回データを更新するため、常に最新の状態を維持

主要原材料費等の高騰状況(サンプル)

- ・任意の業種名を記載できる（10字以内）
- ・参考業種（13種）
- ⇒ 表示したい業種を選択することで、主要品目が自動的に表示
- ※品目を入れ替えることも可能

【参考業種】	生産用機械器具製造業
建設業	輸送用機械器具製造業
食料品製造業	道路貨物運送業
繊維工業	繊維・衣服等卸売業
印刷・同関連業	飲食料品卸売業
プラスチック製品製造	建築材料等卸売業
金属製品製造業	機械器具卸売業

主要原材料費等の高騰状況

- ✓ ロシアのウクライナ侵略や円安などの影響により、エネルギー・原材料費が高騰しています
- ✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の高騰状況をグラフにまとめたものです

令和2年1月からの増減



注釈
・「国内企業物価指数(令和2年基準)」、「輸入物価指数(令和2年基準)」、「企業向けサービス価格指数(平成27年基準)」はすべて日本銀行調査統計局を使用。各項目は毎月発表。各項目は各項目により算出。輸入物価指数については、同指数の後に「輸入」の表記がある。
・「人件費」は毎月発表の統計調査(厚生労働省)における「労働調査報告書-賃金給付と経費(令和2年平均=100)」を使用。経費率は埼玉県により算出。令和2年1月の指数は100としている。

毎月中旬に基礎データを更新
・データ更新のタイミングで、現在月も更新

「増減を比較する期間の開始時期」は3つから選択可能
【開始時期】
①令和2年1月(2020年)
②令和3年1月(2021年)
③令和4年1月(2022年)

・1,420品目から選択可能
・裏面を含め、10品目表示できる

毎月中旬に基礎データを更新
【掲載データの最新月】

国内企業物価指数	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計調査	前々月

・日銀の各種指数や厚生労働省の毎月勤労統計調査を基礎データとして使用
・国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

主な特徴

- ① 埼玉県HPから、どなたでも無料でダウンロード可能
- ② 業種や品目を選択するだけで簡単に価格交渉の参考となる資料が作成可能
- ③ 日銀や厚生労働省のデータを基にしており、資料の信頼性が高い
- ④ 1,420品目の幅広い情報を網羅
《「国内企業物価指数807品目」、「輸入物価指数275品目」、「企業向けサービス価格指数237品目」など》
- ⑤ 毎月の日銀発表に合わせ、県が速やかにデータを更新

(参考) 主な補助金公募情報

※2024.2.21時点
※詳細情報は公募要領を参照ください

補助金名	公募期間	申請類型	補助上限	補助率
ものづくり補助金 ＜事務局サイト＞ https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html	2023年12月27日（水）～ 2024年3月1日（金）＜第17次公募＞	省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円	1／2～2／3
	2024年1月31日（水）～3月27日（水） ＜第18次公募＞	省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円	1／2～2／3
		製品・サービス高付加価値化枠	通常：750万円～1,250万円 成長分野進出：1,000万円～2,500万円	通常類型：1／2～2／3 成長分野進出：2／3
小規模事業者持続化補助金 ＜事務局サイト＞ ・商工会議所地区： https://s23.jizokukahojokin.info/index.php ・商工会地区： https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/		2024年1月16日（火）～3月14日（木） ＜一般型：第15次公募＞	グローバル枠	3,000万円
	通常枠		50万円	2／3
	賃金引上げ枠		200万円	2／3～3／4
	卒業枠		200万円	2／3
	2024年1月25日（木）～2月29日（木） ＜第1次公募＞	後継者支援枠	200万円	2／3
		創業枠	200万円	2／3
		災害支援枠 （令和6年能登半島地震）	200万円	2／3～定額
IT導入補助金2024 ＜事務局サイト＞ https://it-shien.smrj.go.jp/	2024年2月16日（金）～3月15日（金） ＜第1次公募＞	通常枠	450万円	1／2
		インボイス枠	電子取引・インボイス対応：350万円	電子取引：1／2～2／3 インボイス対応：1／2～4／5
			セキュリティ対策推進枠	100万円
	2024年2月16日（金）～4月15日（月） ＜第1次公募＞	複数社連携IT導入枠	3,200万円	1／2～4／5
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-tech事業） ＜掲載サイト＞ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2024/240216kobo.html	2024年2月16日（金）～4月16日（火）	通常枠	単年4,500万円、3年間9,750万円	1／2～2／3
		出資獲得枠	単年1億円、3年間3億円	1／2～2／3
中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 ＜事務局サイト＞ https://seichotoushi-hojo.jp/	2024年3月上旬～4月・5月頃 ＜第1次公募＞	＝	50億円	1／3

ご清聴ありがとうございました

各補助金の説明資料・動画一覧

関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広く御利用いただける支援策について、**資料及び解説付きの説明動画**を作成しました。

分かりやすく説明していますので、是非御覧ください。

アクセスは
こちらから！



本資料のお問い合わせ先

関東経済産業局 地域経済部 産業技術革新課
担当：石浜 【TEL】048-600-0236